

# 地域経済好循環拡大推進会議(全国連絡会)

## < 第二部 >

---

### 地域力創造グループ<sup>○</sup>施策について

令和4年1月

総務省 地域力創造グループ<sup>○</sup>

# 令和4年度 地域力創造グループ施策 予算案の概要

(億円)

## 1. 脱炭素に向けたエネルギーの地産地消の推進

### 地域資源を活かした地域の雇用創出

5.0

【主な経費】 地域経済循環創造事業交付金

5.0億円

- ローカル10,000プロジェクト
- ローカル脱炭素プロジェクト
- 分散型エネルギーインフラプロジェクト
- 地域の脱炭素を担う人材の支援

## 2. 地域おこし協力隊の強化等

4.0

【主な経費】 地域おこし協力隊の推進に要する経費

2.4億円

「移住・交流情報ガーデン」の運営等に要する経費

0.9億円

都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業

0.2億円

ふるさとワーキングホリデー推進事業

0.3億円

サテライトオフィス・マッチング支援事業

0.1億円

関係人口を活用した地域の担い手確保事業

0.1億円

JET地域国際化塾の開催に要する経費

0.1億円

(億円)

### **3. 地域コミュニティを支える地域運営組織への支援** **0.2**

【主な経費】 地域運営組織の形成及び持続的な運営に要する経費 0.2億円

### **4. 新法に基づく過疎対策の推進** **8.0**

【主な経費】 過疎地域持続的発展支援事業 等 4.0億円

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 4.0億円

### **5. 自治体DXの推進** **0.4**

【主な経費】 自治体DXの推進体制の構築等に要する経費 0.4億円

など  
合計 20.8

### **(参考) 特定地域づくり事業協同組合制度の推進(内閣府予算計上)** **5.0**

【主な経費】 特定地域づくり事業推進交付金 4.8億円

# 脱炭素に向けたエネルギーの地産地消の推進 地域資源を活かした地域の雇用創出

---

# ローカル10,000プロジェクト

R4予算額(案)  
地域経済循環創造事業交付金 5.0億円の内数

- 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援。
- 国の重要施策(デジタル技術の活用、ローカル脱炭素の推進)と連動した事業については、重点支援。

## 事業スキーム

支援対象

### 民間事業者等の初期投資費用

- ・ 地域資源を活かした持続可能な事業
- ・ 行政による地域課題への対応の代替となる事業
- ・ 高い新規性・モデル性がある事業
- ・ 地域の中核となる大学と連携して実施する事業(調査研究費等)

対象経費は、  
・ 施設整備費  
・ 機械装置費  
・ 備品費

原則 1/2

※条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は国費2/3, 3/4

重点支援(嵩上げ)

- ・ 「デジタル技術」 国費10/10
- ・ 「ローカル脱炭素」 国費3/4

公費による交付額 ※1

国費

地方費

地域金融機関による融資等 ※2

- ・ 公費による交付額以上
- ・ 無担保(交付金事業による取得財産の担保権設定は除く)・無保証

自己  
資金等

※1 上限2,500万円。融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円

※2 地域金融機関による融資の他に、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も対象

## これまでの実績 (438事業、353億円)

(事業数は交付決定数、金額は事業実績(見込み含む) (R3年12月末時点))

- ・ 公費交付額 125億円
- ・ 融資額 174億円
- ・ 自己資金等 54億円

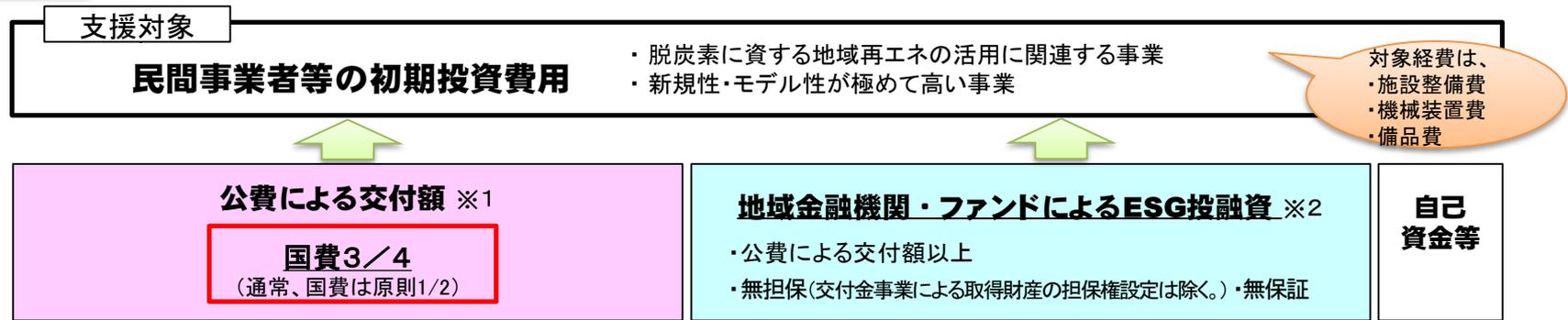
## 重点支援

以下の①・②に該当し、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業については、手厚く支援

- ①生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業【国費10/10】
- ②脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業【国費3/4】

- ・地域脱炭素と持続的な地域経済循環に貢献するため、地方自治体、金融機関、企業、エネルギー等の地域の関係者が連携して立ち上げる、地域の資源と資金を活用した脱炭素に向けた取組を資金面から強力に後押し。
- ・このため、地域金融機関等からESG投融資を受ける新規性・モデル性の極めて高い事業について、地域経済循環創造事業交付金で新たに重点支援(国費3/4)。

## 事業スキーム



※1 上限2,500万円。融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円

※2 地域金融機関によるESG融資の他に、ESGをテーマとしたファンドによる出資を受ける事業も対象

## 事業イメージ

(例) 地域のエネルギー会社が設置する小水力発電

- ・設置者 地域のエネルギー会社(自治体、地銀、地元企業等が共同出資)
- ・財源 地銀による融資、グリーンファンドによる出資など
- ・出力 44.5kW(年間約70世帯分)
- ・売電収入 年間800万円
- ・総事業費 約1億円

## 関連事業

「分散型エネルギーインフラプロジェクト」では、下記の取組を支援。

これらと組み合わせて活用することで、総合的に「ローカル脱炭素」の取組を推進。

- 地方公共団体が定める地域の特性を活かしたエネルギー供給事業導入計画(マスタープラン)の策定

※原則国費1/2(財政力指数により嵩上げあり)。新規性、モデル性の極めて高い事業計画は国費10/10。

- マスタープラン策定検討等のための外部専門家の招へい

# 分散型エネルギーインフラプロジェクト

R4予算額(案)  
地域経済循環創造事業交付金 5.0億円の内数

○地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるエネルギー供給事業導入計画(マスタープラン)の策定を支援。

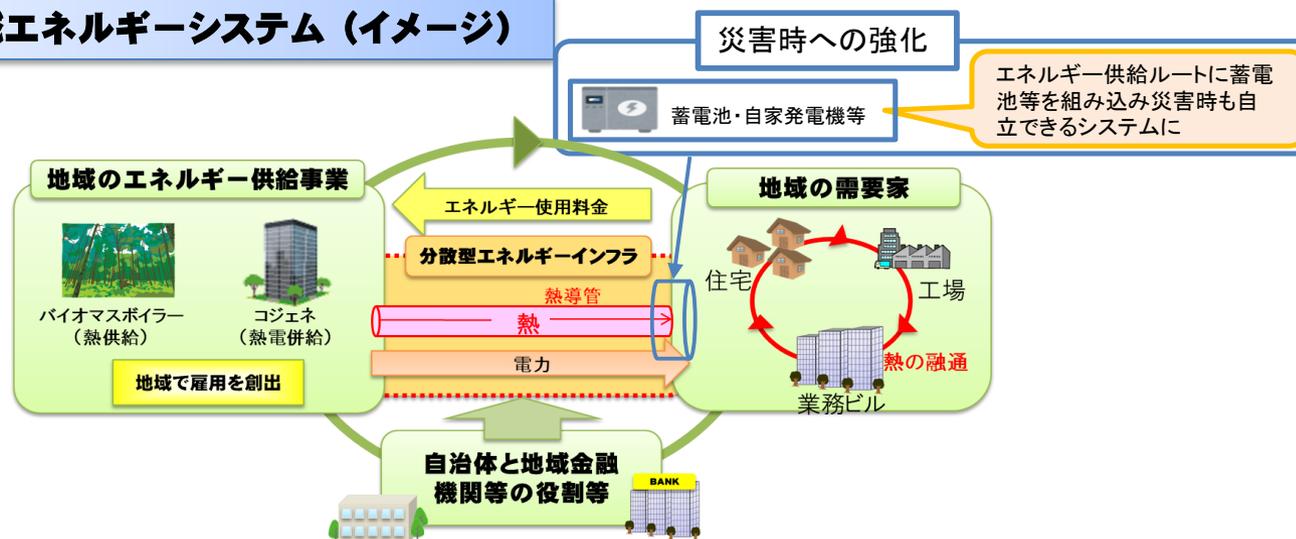
<補助対象> マスタープランの策定経費(上限2,000万円)

<補助率> 策定経費の1/2(財政力指数0.5未満市町村は2/3、財政力指数0.25未満市町村は3/4、新規性・モデル性の極めて高い事業計画は10/10)

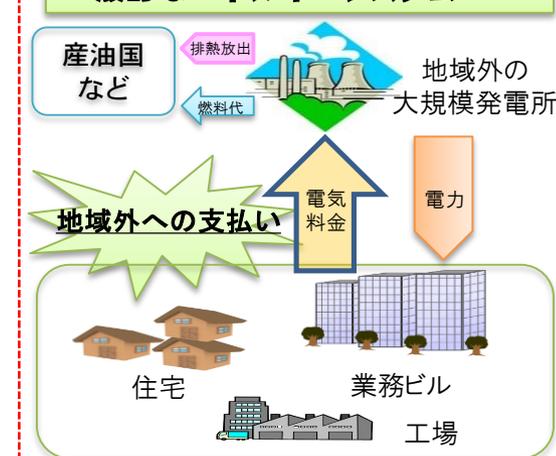
<実績> これまでに58の団体が策定(平成26年度~令和2年度)

○各省連携のプラットフォームとして、総務省を窓口とする関係省庁タスクフォース(農林水産省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省)を設け、マスタープランの策定段階から事業化まで、徹底したアドバイス等を実施。

## 地域エネルギーシステム(イメージ)



## 一般的なエネルギーシステム



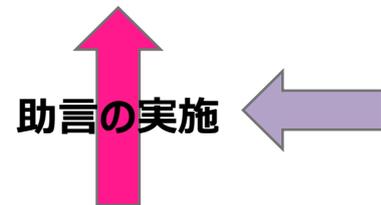
## 概要

○地域脱炭素の実現を人材面から支援するため、関係省庁と連携して、今後5年間の集中期間内に、**地域に不足している専門知識を有する外部専門家を紹介**するほか、**外部専門家を招へいする際の費用の1/2を補助**する仕組みを新たに創設。

## 事業スキーム(イメージ)



【課題】 国・地方が一体となって脱炭素に向けた取組を進める上で、自治体や地域には、地域脱炭素を実現するための専門人材が不足



### 総務省の支援内容

- ・関係省庁と連携して、各自治体が抱える課題に対応した外部専門家を紹介
- ・外部専門家を招へいする際の費用の1/2を補助



### 外部専門家のイメージ

(課題)	(外部専門家)
エネルギー事業の運営	⇒ 地域エネルギー会社の社員
再エネの安定供給方法や需要家の開拓方法	⇒ 学識経験者
事業経営や資金調達	⇒ 金融機関社員
地域のエネルギー会社や関係者のコーディネート	⇒ 事業化経験を有する自治体職員 等

# 地域おこし協力隊の強化等

---

# 地域おこし協力隊について

## 地域おこし協力隊とは

- **制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を異動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの**「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る**取組。
- **実施主体**：地方公共団体
- **活動期間**：**概ね1年以上3年以下**
- **地方財政措置**：
  - ◎ 地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、**特別交付税措置**
    - ① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり470万円上限  
(報償費等270万円〔※〕、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など)200万円)  
※ 隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大320万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている(隊員1人当たり470万円の上限は変更しない。)
    - ② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限  
※ 令和3年度に限り、対象期間を最終年次又は**任期終了2年以内**へ延長
    - ③ 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限
    - ④ 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：1団体あたり100万円上限
    - ⑤ 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：1団体あたり100万円上限(プログラム作成等に要する経費)、1人・1日あたり1.2万円上限(活動に要する経費)
    - ⑥ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5
  - ◎ 都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置(平成28年度から)
  - ◎ 都道府県が実施する地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費について、普通交付税措置(令和2年度から)



## 地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

### 地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

### 地域

- 斬新な視点(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

### 地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

## 隊員数、取組団体数の推移

⇒ **令和6年度に8,000人を目標**

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)	5,530人 (5,359人)	5,503人 (5,349人)	5,560人 (5,464人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度：118人、27年度：174人、28年度：112人、29年度：146人、30年度：171人、令和元年度：154人、令和2年度：96人)と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

隊員の**約4割は女性**

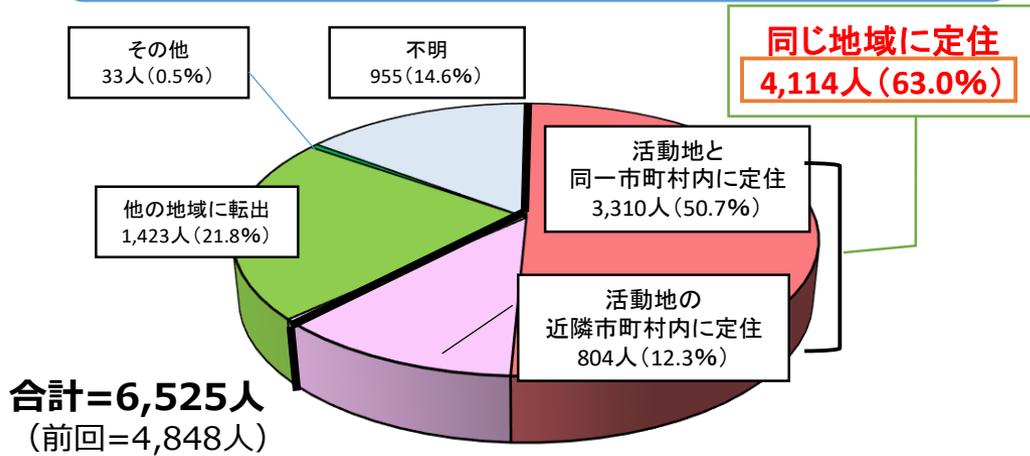
隊員の**約7割が20歳代と30歳代**

任期終了後、**約6割が同じ地域に定住**  
※R2.3末調査時点

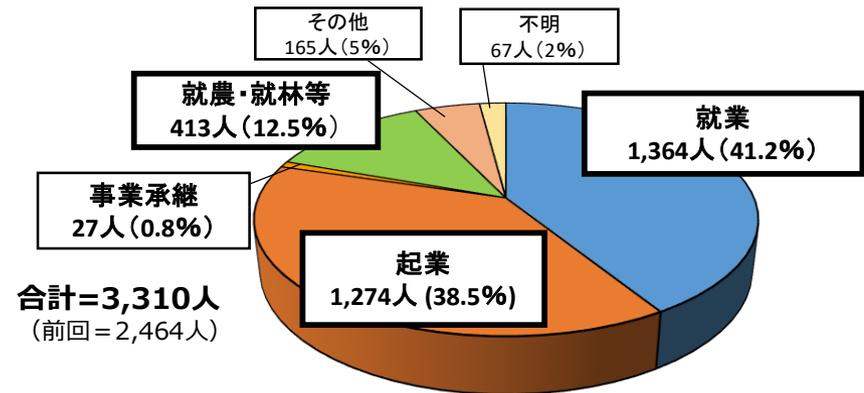
# 地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果概要 (令和3年3月公表)

○令和2年3月31日までに任期終了した地域おこし協力隊員の定住状況等について調査を実施。  
(前回調査：平成31年3月31日までに任期終了した隊員)

任期終了後、**約6割の隊員が同じ地域に定住**



同一市町村内に定住した者は3,310人  
前回調査(2,464人)比で約1.3倍に増加  
うち、**約41%(1,364人)が就業、**  
**約39%(1,274人)が起業**



## 任期終了後定住した隊員の動向

### 起業

○飲食サービス業(古民家カフェ、農家レストラン等)	207名
○宿泊業(ゲストハウス、農家民宿等)	143名
○芸術家(工芸含む)、デザイナー、写真家、映像撮影者	137名
○6次産業(猪や鹿の食肉加工・販売等)	94名
○小売業(パン屋、ピザの移動販売、農作物の通信販売等)	91名
○観光業(ツアー案内、日本文化体験等)	74名
○まちづくり支援業(集落支援、地域ブランドづくりの支援等)	58名

ほか

### 就業

○行政関係(自治体職員、議員、集落支援員等)	349名
○観光業(旅行業・宿泊業等)	158名
○農林漁業(農業法人、森林組合等)	177名
○地域づくり・まちづくり支援業	102名
○医療・福祉業	76名
○小売業	66名
○製造業	61名
○飲食業	51名
○教育業	39名

ほか

### 就農・就林等

○農業	341名
○林業	45名
○畜産業	18名
○漁業・水産業	6名

ほか

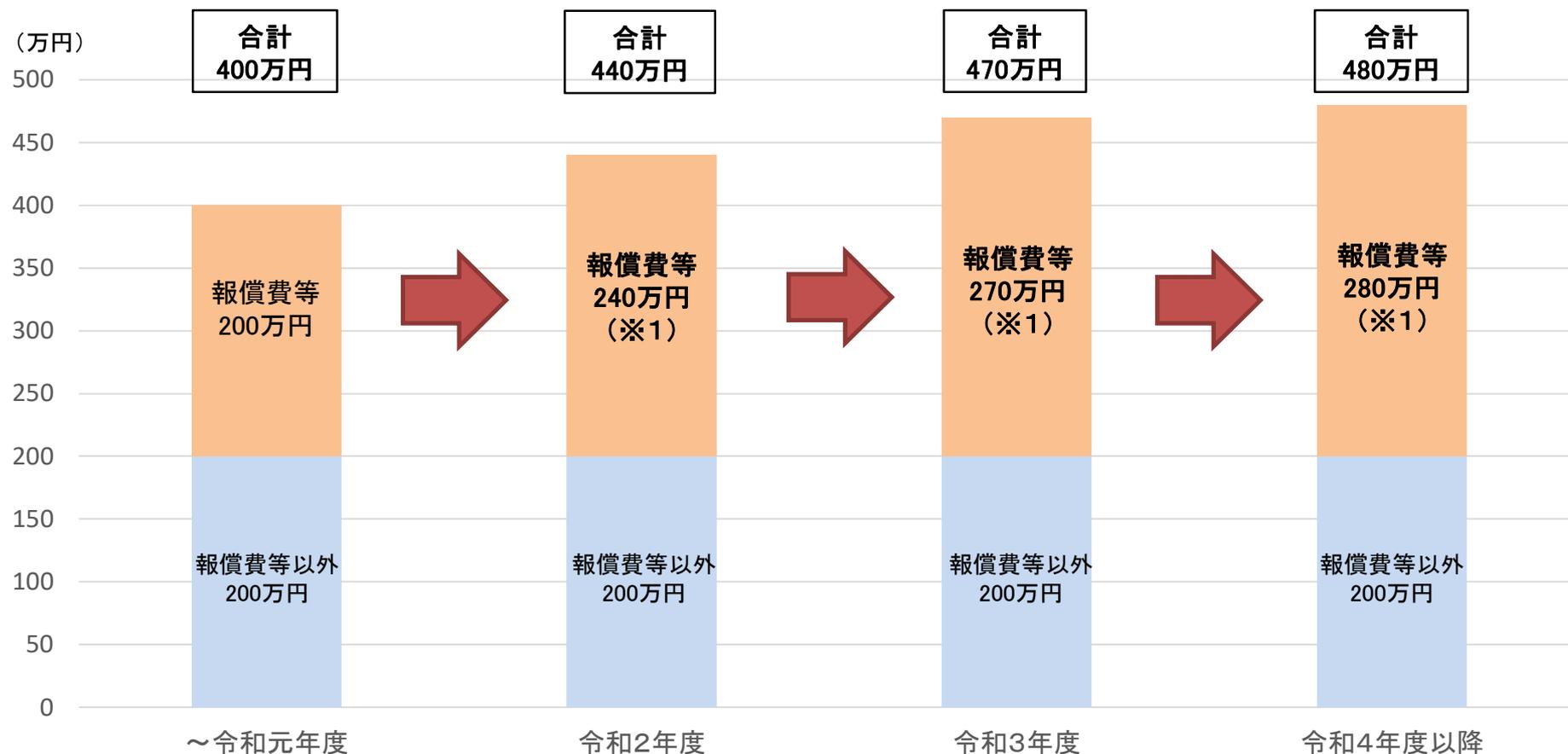
### 事業承継

○27名(酒造の承継、民宿の承継等)

※準備中・研修中を含む

# 会計年度任用職員制度導入に伴う特別交付税措置の上限額の引上げについて

- 令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されたことに伴い、期末手当や退職手当等が支給されることとなったことを踏まえ、地域おこし協力隊員の活動に要する経費に係る特別交付税措置の上限額を以下のとおり引上げ。



※1 隊員のスキルや交通条件等を考慮した報償費等の弾力化については、令和2年度は上限290万円、令和3年度は上限320万円、令和4年度以降は上限330万円とする(この場合も活動に要する経費の上限は、令和2年度は440万円、令和3年度は470万円、令和4年度以降は480万円)。

※2 今回の報償費等の引上げについては、地方自治体と隊員との間で委託契約を締結する等、地方自治体と隊員との間に任用関係が無い場合も対象となることから、当該場合においても隊員に対して各種手当に準じた支給がなされるよう、適切に対応されたい。

# 地域おこし協力隊～取組事例～

## 北海道標茶町

### 【活動内容】

- ・標茶町には軍馬生産から続く乗用馬文化が根付いていることを活かし、「馬を核とした地域づくり」を目指す「道東ホースタウンプロジェクト」を立ち上げ。乗馬のみならず、馬の世話まで含めた地場体験ツアーを企画し、リピーターを作ること
- ・都市圏の乗馬愛好者対象のマーケティング調査や、ホーストレッキングツアーの開催、ホーストレッキングコースの開発も行う。

### 【ポイント】

- ・道内旅行で体験した乗馬が趣味となり、以来道東の牧場施設等を訪れていたことが縁で隊員となった。
- ・本プロジェクトは町で初の官民連携事業。



## 愛知県東栄町

### 【概要】

- ・地域資源を活用した誘客事業

### 【活動内容】

- ・美をテーマとした観光振興
- ・協力隊の卒業生が立ち上げた手作りコスメティック体験事業「naori」の講師
- ・地域素材を活用した手作り石鹸の商品化に向けた取り組み
- ・ワラーチワークショップやエコイベントの開催

### 【ポイント】

- ・「美」を町の共通テーマとして発信し、集客することで地域が稼ぐ「ビューティーツーリズム」事業。
- ・その主軸となる「naori」講師を務めることで、自立への第一歩とする。



## 福島県西会津町

### 【概要】

- ・伝統工芸の継承(出ヶ原和紙)

### 【活動内容】

- ・体験ワークショップの実施
- ・商品制作(委嘱状・感謝状・オーダー建具等)
- ・展示(喜多方プラザ・西会津国際芸術村)
- ・原料作り
- ・工房整備(アーティストインレジデンス)

### 【ポイント】

- ・アーティストインレジデンスはリトアニア美術学校の副校長を務めるアーティストも滞在し、和紙づくりを体験した。今後も国際的な交流・PRが期待できる。



## 茨城県高萩市

### 【概要】

- ・食用ほおずきのブランド化を目的とした活動

### 【活動内容】

- ・栽培, 収穫, 加工, 販売, PR活動を行うほか、農業を通じた地域活性化の取り組みを行っている。

### 【ポイント】

- ・食用ほおずきを主とした、農業のライフスタイルを確立する事で、交流人口の拡大を図るなど、ほおずき産地化に向けて活動している。
- ・前職を退職後、就農を志し受講した国内外の研修で習得した知識や経験を活かし食用ほおずきのブランド化の牽引役として活躍している。



# 地域おこし協力隊～「任期終了後」の活躍事例～

島根県雲南市

40代女性 起業

## 【定住状況】

・任期終了した4名の隊員のうち3名が定住。(平成29年7月1日時点)

## 【活動内容】

- ・隊員期間中は小学校が閉校した地域に入り、地域づくりに携わっていた。
- ・任期終了後、農地付き空家を購入し、農村民泊やカフェをしている。また、専門性を活かして、小中学校でのダンス授業や、幅広い世代への体づくりのワークショップや施術を行なうほか、ラジオで地域情報番組のパーソナリティをする等している。

## 【ポイント】

- ・元々の専門である体づくりの仕事と、協力隊の経験を活かした仕事を組み合わせた「多業」。



新潟県十日町市

30代男性 就業

## 【定住状況】

・任期終了した40名の隊員のうち27名が定住。(平成29年8月1日時点)

## 【活動内容】

- ・任期活動中は、地場農産物の地産地消活動、出張販売、春夏秋冬体験アクティビティの開発、支援世帯の病院送迎、除雪などに取り組んでいた。
- ・任期終了後は、里山体験に特化した法人を立ち上げ、自身もガイドとして、様々な里山体験ツアーなどを開催している。

## 【ポイント】

- ・任期中の隊員活動の実績を元にした、活動地での起業と就業。



岡山県美作市

20代男性 就農

## 【定住状況】

・任期終了した17名の隊員のうち12名が定住。(平成29年6月1日時点)

## 【活動内容】

- ・任期期間中は、棚田の再生が活動の軸となり、再生した棚田で農業や、周辺の森林資源を活かした林業を行う。また古民家を利用したコミュニティスペースづくりやイベントへの参加・協力・企画などの活動に取り組んでいた。
- ・任期終了後は、再生した棚田での米作りやにんにくなど農作物の生産を行いながら広葉樹施業、シイタケの原木栽培なども行っている。

## 【ポイント】

- ・過疎化で衰退してしまった棚田での米作りを再生した。



鳥取県八頭町

20代女性 就業

## 【定住状況】

・任期終了した6名の隊員のうち4名が定住。(平成29年7月1日時点)

## 【活動内容】

- ・任期活動中は、志子部集落で特産品の開発や交流体験事業の企画提案を行っていた。また地域の特産品を売る販路づくりなどを通して、地域のPR活動を行っていた。
- ・任期終了後はきのこの研究機関にコーディネーターとして就業。広報や企画の仕事を通じてキノコの美味しさや魅力を発信している。

## 【ポイント】

- ・地元の人から信頼を得て、活動を行っていた地で就業。



# 地域おこし協力隊 都道府県別任期終了者数と定住率

都道府県名	任期終了者数	うち定住者数※	定住率	都道府県名	任期終了者数	うち定住者数※	定住率
北海道	912	658	72.1%	滋賀県	76	45	59.2%
青森県	50	33	66.0%	京都府	66	40	60.6%
岩手県	134	95	70.9%	大阪府	2	2	100%
宮城県	95	58	61.1%	兵庫県	145	87	60.0%
秋田県	91	46	50.5%	奈良県	138	88	63.8%
山形県	192	110	57.3%	和歌山県	65	41	63.1%
福島県	155	85	54.8%	鳥取県	143	91	63.6%
茨城県	110	68	61.8%	島根県	353	194	55.0%
栃木県	96	63	65.6%	岡山県	237	146	61.6%
群馬県	131	71	54.2%	広島県	129	91	70.5%
埼玉県	21	13	61.9%	山口県	74	59	79.7%
千葉県	39	25	64.1%	徳島県	136	80	58.8%
東京都	13	12	92.3%	香川県	42	26	61.9%
神奈川県	2	1	50.0%	愛媛県	152	102	67.1%
新潟県	239	154	64.4%	高知県	270	178	65.9%
富山県	68	44	64.7%	福岡県	142	97	68.3%
石川県	46	31	67.4%	佐賀県	40	20	50.0%
福井県	84	52	61.9%	長崎県	141	72	51.1%
山梨県	229	119	52.0%	熊本県	111	75	67.6%
長野県	512	328	64.1%	大分県	186	121	65.1%
岐阜県	97	57	58.8%	宮崎県	117	78	66.7%
静岡県	80	59	73.8%	鹿児島県	179	103	57.5%
愛知県	31	20	64.5%	沖縄県	64	31	48.4%
三重県	90	45	50.0%				

※活動地と同一市町村内に定住した者と、活動地の近隣市町村内に定住した者の計

# 各地域での研修機会の充実を

- 総務省主催による初任者研修やステップアップ研修、受入自治体向け研修のほか、都道府県単位又はブロック単位でも同様に各種研修等を実施している例が増えている。
  - 隊員の円滑な地域協力活動の実施や任期終了後の定住・定着の支援に加え、**隊員同士の交流の機会**を確保する観点からも、こうした研修等をさらに充実させていく必要がある。
  - 隊員の起業等について、各都道府県の「よろず支援拠点」との連携も考えられる。
- **都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置（平成28年度から）**

## 各団体の取組内容

### 愛媛県

#### ○隊員向け研修

- ・ 県内の隊員及び集落支援員を対象とした「愛媛県地域おこし協力隊・集落支援員交流研修会」を開催している。隊員及び集落支援員間で情報交換をし、ネットワークを形成するとともに、自己の活動の意識啓発を目的としている。
- ・ 移住コンシェルジュ（県集落支援員）が、隊員を定期的に訪問するとともに、情報共有を行い、地域おこし協力隊のネットワーク・サポート体制を構築。それにより、隊員間の連携強化や不安解消を図り、定住につなげる活動を行っている。

### 新潟県

#### ○隊員向け研修

- ・ 地域に入る心構えや地方自治体職員・地域住民との関係づくりの方法を学ぶための「初任者研修」を開催している。
- ・ 市町村担当者と隊員及び他の地域の隊員同士の交流と意思の共有を目的とした「隊員・担当者向け交流ネットワーク会議」も開催している。

#### ○地方自治体職員向け研修

- ・ 隊員の受入れ体制の構築促進と、地方自治体における隊員受入れについてのビジョン形成の促進を目的に「市町村担当者研修」、「協力隊募集ワークショップ」を開催している。

# 地域おこし協力隊の推進に要する経費

R4予算額(案):2.4億円  
(R3予算額:1.5億円)

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和2年度は5,560人であり、令和6年度に8,000人に増やすという目標を掲げている(まち・ひと・しごと創生基本方針2021)。この目標に向け、「地域おこし協力隊等を充実」することとしている(経済財政運営と改革の基本方針2021)。
- 具体的には、地域おこし協力隊の更なる拡充のため、強力なPRによる隊員のなり手の掘り起こし、未導入団体や応募が集まらない団体へのフォローアップ、女性隊員の活躍促進、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの拡充といった取組を一体として進め、地方への新たな人の流れを力強く創出する。

## 制度周知・隊員募集

### ■「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

- ・地域おこし協力隊や地方公共団体関係者のほか広く一般の方の参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、事例報告やPR等により広く制度を周知するとともに、隊員同士の学び、交流の場を提供。

### ■メディアやSNS等を活用した制度周知

- ・地域おこし協力隊をはじめとする各種の地方に対する人的支援施策の募集情報等を一元的に検索できるポータルサイトを総務省で構築し、マッチングを促進。加えて、制度のより一層のPRに向け、各種メディアやSNSを活用して周知・広報を大幅に強化。

### ■募集者数・魅力ある募集案件の増加に向けた自治体支援

- ・「募集を行っているが応募がない」等の課題を抱える自治体を対象に、有識者・中間支援組織・協力隊OB/OG等で構成するチームによる伴走支援をモデル事業として実施。併せてその成果を全国に共有し、自治体の募集案件の質量双方での拡充を図る。

## 隊員活動期間中

### ■「地域おこし協力隊サポートデスク」等による相談体制の確保

- ・隊員や地方公共団体担当職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供。
- ・各地域における協力隊OB・OGのネットワークづくりを推進することにより、より身近なサポート体制を構築。

### ■「地域おこし協力隊員向けの研修会」の実施

- ・初任隊員向けの「初任者研修」、2～3年目の隊員向けの「ステップアップ研修」等の「段階別」の各種研修会を開催する。
- ・併せて、隊員の孤立化の防止に向け、任期終了後にも頼れる知己を得る場として「活動分野別」の研修を実施するとともに、同じ分野で活動する隊員間のつながりを強化する等、隊員へのサポートの更なる充実を図る。

### ■「地方公共団体職員向け研修会」の実施

- ・より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援、地域への人材還流を促進するため、地方公共団体職員向けの研修機会の確保・充実を図る。

### ■地域おこし協力隊「ビジネスサポート事業」の実施

- ・現役隊員、OB・OGから広く提案を募集し、隊員の創意工夫によるビジネスプランの磨き上げを実施。優れたビジネスプランについては、現地において専門家によるサポートを強化。

## 任期後

起業・定住

地域への  
人材還流を  
推進！



## 地域おこし協力隊サポートデスク事業

- 地域おこし協力隊員の地域での活動が円滑に行えるよう受入・サポート態勢を支援  
「移住・交流情報ガーデン」内に相談窓口を開設（平成28年9月27日開設）

### 事業内容

- 地域おこし協力隊員や受入自治体からの相談に一元的に対応できる  
**「地域おこし協力隊サポートデスク」を開設。**
- 専門の相談員を配置し、隊員や自治体担当者から対面のほか、電話やメールでの相談・問合せを受け付け、効果的なアドバイスを提供。
- 全国の地域に共通する課題に対する経験やノウハウを共有化し、解決を後押し。
- 専門の相談員（協力隊員OB・OG等）  
8名（うち女性3名）でサポート。

※ ただし、地域おこし協力隊に要する経費に対する財政措置や地方公務員法関係については、サポートデスクではなく、各都道府県又は総務省にお問い合わせください。

### 地域おこし協力隊サポートデスクの相談対応状況

（平成28年9月27日～令和3年3月31日・営業日1,370日間）

#### 相談件数

合計6,044件	
・ 電話	4,519件
・ 電子メール	1,136件
・ 来訪（対面）	384件
・ 出張	5件

#### 相談者区分

・ 自治体関係者	2,987件（49.4%）
・ 地域おこし協力隊員	2,196件（36.3%）
・ 協力隊希望者	410件（6.8%）
・ その他	451件（7.5%）

# コロナ禍により活動に影響を受けた地域おこし協力隊員の任期特例の創設

※令和4年度より

- **地域おこし協力隊**は、上限3年の任期中の活動により地域活性化に貢献するのみならず、活動を通じて地域に溶け込み、**任期終了後に約6割が定住・定着**するなど、都市部人材の**地方回帰を進める**うえで**重要な施策**。
- **コロナウイルス蔓延の長期化**により、**活動に大きな制約を受け、任期中に十分な活動ができない隊員**（※）が一定数存在することから、そうした隊員を対象とする**隊員の任期特例を創設**。

（※ 観光振興のために赴任したが活動場所となる予定の観光施設が閉鎖、地域振興のために赴任したがイベント・行事が全て中止、移住推進のために赴任したが都会の人を呼び込もうとすると住民が反発 等）

## 概要

- 隊員本人の希望を踏まえ、受入自治体が「任期の延長が必要」と認めた場合には、**2年を上限として任期の特例を認めることとし、他の隊員と同様に報償費等について特別交付税措置**。
- 令和元年度から3年度までに任用された隊員を対象とする。

※令和4年度以降に任用された隊員については、そのとき的情勢を見て総合的に判断

### 【現状】

	コロナ蔓延				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
隊員A		←活動制約有→			
隊員B		←活動制約有→			
隊員C			←活動制約有→		

■ 隊員の任期

### 【特例創設後】

	コロナ蔓延					
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
隊員A	①	←活動制約有→		②	③	
隊員B		←活動制約有→		①	②	③
隊員C			←活動制約有→	①	②	③

■ 隊員の任期 ■ 隊員の任期特例（2年以内で受入自治体が設定）



- ・任期特例により、活動制約を受けた隊員にも①～③と実質的に3年の活動期間を確保。
- ・コロナ禍以前に活動した隊員と同様に地域協力活動を行い、スムーズに任期終了後の定住・定着に繋げることが可能。

# 関係人口について

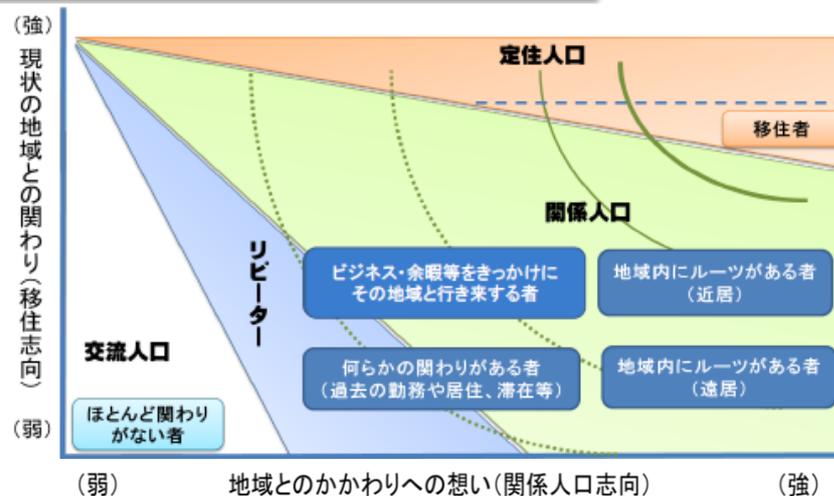
- 「**関係人口**」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、**特定の地域に継続的に多様な形で関わる者**。
- 地方圏は、人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面しているところ、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、**「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となる**ことが期待できる。

## 関係人口が増えることの意義

関係人口は、その地域の担い手として活躍することにとどまらず、**地域住民との交流がイノベーションや新たな価値を生み、内発的発展につながる**ほか、**将来的な移住者の増加にもつながる**ことが期待される。また、関係人口の創出・拡大は、受入側のみならず、**地域に関わる人々にとっても、日々の生活における更なる成長や自己実現の機会をもたらす**ものであり、双方にとって重要な意義がある。

(第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」抜粋)

## 関係人口のイメージ



## 関係人口の取組例



<宮崎県五ヶ瀬町 (R元モデル事業)>  
県立中高一貫校の卒業生を対象とした  
関係人口案内育成



<鳥取県鳥取市 (R元モデル事業)>  
地方の農業に関心のある都市部からの  
滞在者との協働による農業用水路の修繕



<愛媛県西条市 (H30モデル事業)>  
「自立循環型関係人口プラットフォーム構築事業」での  
「LOVE SAIJO ファンクラブ」を活用した地場産品のPR



<島根県邑南町 (H30モデル事業)>  
「はすみファンと共に創る地域」事業  
での「INAKAイルミ」の実施

- 総務省では「『関係人口』ポータルサイト」等を通じ、関係人口の意義や事例について情報発信するとともに、平成30年度からモデル事業を実施してその成果検証を行ってきたところ。
- さらに、過年度のモデル事業を通じて得られた知見の横展開を図るとともに、「『関係人口』ポータルサイト」を改修し、地方団体が地域への多様な関わり方（かかわりしろ）を発信できるプラットフォームを構築。
- 地方財政措置を講じることにより、関係人口の創出・拡大等に向けた取組の全国各地での取組を推進。

## 全国に向けた情報発信

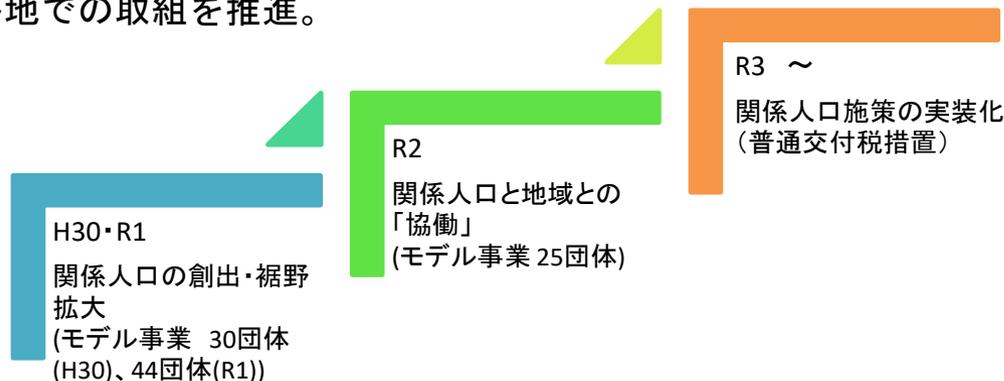
○自治体等向けセミナーの開催などを通じ、関係人口が継続的により深く地域に関わるために参考となる事例やノウハウ等の横展開等を図る。

## 地域からの情報発信の強化

○「『関係人口』ポータルサイト」を改修し、地方団体が地域への多様な関わり方（かかわりしろ）を発信できるプラットフォームを構築。

## 地方財政措置を通じた地方公共団体の取組の実装化

○地方公共団体が関係人口の創出・拡大に取り組むための経費について、令和3年度より地方財政措置（普通交付税措置）を講じることにより、全国各地での取組を推進。



全国各地で取組の実装化

## 目指す姿

**全国各地で、  
関係人口が地域と  
関わり合いながら  
地域活性化に貢献**



## 自治体による移住関連情報の提供や相談支援等への特別交付税措置

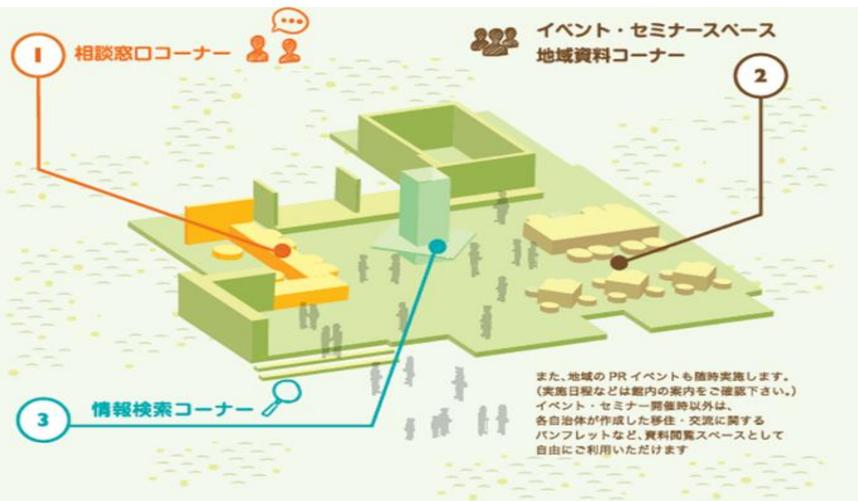
### 【施策概要】

- 地方公共団体が実施する移住体験（二地域居住体験を含む）、移住者希望者等に対する就職・住居支援等について特別交付税措置。

### 取組の内容

	地方団体の取組例	措置概要
①情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口の設置</li> <li>・「移住・交流情報ガーデン」などにおける移住相談会、移住セミナー等の開催</li> <li>・各自治体のHP、東京事務所等での情報発信</li> <li>・移住関連パンフレット等の制作</li> <li>・移住促進等のためのプロモーション動画の制作</li> </ul>	<p>「地方自治体を実施する移住・定住対策の推進について」（令和3年3月30日付総行応第79号）</p> <p><b>I. 地方自治体を実施する移住・定住対策に要する経費に対する特別交付税措置</b></p>
②移住体験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移住体験ツアー（二地域居住体験）の実施</li> <li>・移住体験住宅の整備</li> <li>・UIターン産業体験（農林水産業、伝統工芸等）</li> </ul>	<p>○ 左の①～④の対象事業に要する経費を対象（措置率0.5×財政力補正）</p>
③就職支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移住希望者等に対する職業紹介、就職支援</li> <li>・新規就業者（本人、受入企業）に対する助成</li> </ul>	<p><b>II. 「移住コーディネーター」又は「定住支援員」の設置に要する経費に対する特別交付税措置</b></p>
④住居支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家バンクの運営</li> <li>・住宅改修への助成</li> </ul>	<p>○ 左の⑤の「移住コーディネーター」又は「定住支援員」（移住・定住に関する支援を行う者）を設置する場合の報償費等及び活動経費を対象</p>
⑤移住を検討している者や移住者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移住コーディネーターや定住支援員による支援</li> </ul>	<p>○ <u>1人当たり350万円上限（兼任の場合40万円上限）</u></p>

- 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。
- 地方自治体や関係省庁とも連携し、総合的な情報提供を実施。
- 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。



## 【①相談窓口コーナー(移住、就農、しごと)】

- ・地方への移住・交流に係る一般的な相談、問合せに相談員が対応。
- ・しごと情報や就農支援情報などは、専門の相談員が対応。

※国の各府省とも連携

- ・厚生労働省(しごと情報)・農林水産省(就農支援情報)

## 【②イベント・セミナースペース、地域資料コーナー】

- ・各地方自治体で作成した移住・交流に関するパンフレットを配架。
- ・地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。

## 【③情報検索コーナー】

- ・情報サイトを利用して、自由に地方への移住・交流に関する情報を検索できるように、専用パソコンを設置。

[開館時間] (平日)11:00-21:00 (土日祝)11:00-18:00

[休館日] 月曜(月曜が祝日の場合は翌営業日)、年末年始

## ○移住・交流情報ガーデンの来場者数・あっせん件数等実績

年度	来場者数 (人)	あっせん件数 (件)	イベント回数 (回)
平成27年度	16,687	7,593	206
平成28年度	11,319	6,800	193
平成29年度	13,955	9,791	254
平成30年度	12,772	10,149	249
令和元年度	10,841	9,811	252
令和2年度	3,192	914	35

※平成27年度には、平成27年3月28～31日分を含む。



(移住フェアの様様)



[所在地] 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル

[アクセス] JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分

地下鉄/銀座線 京橋駅より徒歩5分

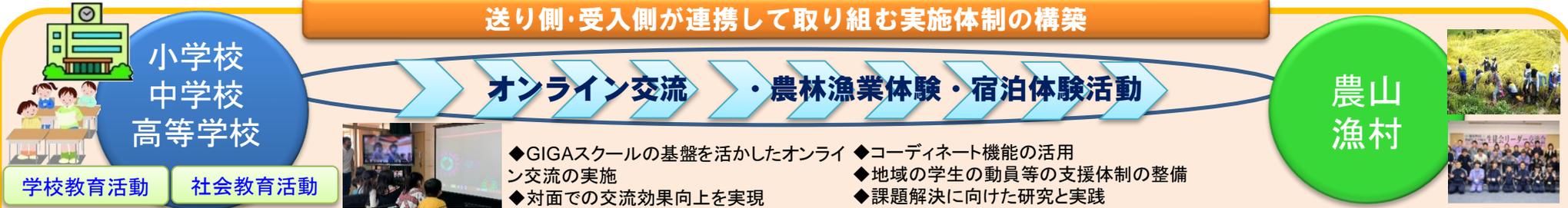
銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

# 都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業

R4予算額(案):0.2億円  
(R3予算額:0.3億円)

- 農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の深化に寄与。
- 子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業を実施。また、継続的な実施体制の構築を目指す地方公共団体による「子供の農山漁村体験交流計画」策定を支援するモデル事業を実施。
- 特に今年度は、コロナ禍や、GIGAスクール・自治体DXによる情報通信環境整備の進展を踏まえ、感染防止対策に加え、対面での交流効果をより高めるためのオンライン交流を支援。
- 課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するため、総務省、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、文部科学省、農林水産省、環境省の主催によるセミナーを開催。

## 送り側・受入側が連携して取り組む実施体制の構築



- ◆GIGAスクールの基盤を活かしたオンライン交流の実施
- ◆対面での交流効果向上を実現
- ◆コーディネート機能の活用
- ◆地域の学生の動員等の支援体制の整備
- ◆課題解決に向けた研究と実践

### ■子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子供の農山漁村体験の取組を拡大、推進するため、先進事例や課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するためセミナーを全国各地で開催。

### ■体験交流計画策定支援事業

長期間継続できる体制を構築するため、効果的な取組内容や、取組にかかる課題解決について研究・検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとなる「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。

#### 【モデル事業対象経費の例】

- ・外部有識者等の旅費・謝金
- ・研修・会議に要する経費
- ・関係団体との調整に要する経費
- ・外部研修受講に係る受講料、旅費
- ・印刷製本費 等

### ■子供農山漁村交流支援事業

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、子供の農山漁村交流を推進。

#### 【モデル事業対象経費の例】

送り側	受入側
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネートに要する経費</li> <li>・スタッフを含む宿泊・体験施設等の使用料</li> <li>・バス借り上げ等の移動経費</li> <li>・指導者等への謝金</li> <li>・児童・生徒や指導者等に係る保険料</li> <li>・新型コロナウイルス感染症防止対策</li> <li>・オンライン交流に要する経費 (調整費、運営費、謝金、特産品の交換) 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記のほか、受入体制の整備に係る経費 等</li> </ul>

## 地方財政措置（特別交付税）

小中学校の取組や社会教育活動、協議会の運営等に係る経費について地方財政措置により支援。

### 1 地方財政措置の対象事業

次の要件を満たす事業が対象

- ・学校教育活動又は社会教育活動の一環として実施されるものであること
- ・子供が受入地域の住民と接触する機会が確保されていること
- ・子供が受入地域の住民の生活又は農林漁業等の営みを体験する機会が確保されていること

### 2 対象経費

- ・推進協議会の運営に要する経費（都道府県・市町村）
- ・地域協議会(送り側・受入側)の運営に要する経費(都道府県・市町村)
- ・小中学校の集団宿泊活動に要する経費（都道府県・市町村）

# ふるさとワーキングホリデーの概要

R4予算額(案): 0.3億円

- 都市部の人たちなどが一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感していただくもの。

## ふるさとワーキングホリデー

### 地方公共団体

滞在中、地域住民との交流や学びの場として地域の魅力・特色を活かした、その地域ならではのプログラムを参加者に提供。



### 参加者

地元農家や企業等の業務に従事し収入を得ながら、地域との関わりを深める取組を通じて地域での暮らしをまるごと体感。



### これまでの実績 (R3. 3時点)

- ふるさとワーキングホリデー事業を通じて、約3,500人が地域での暮らしを体験。
- ワーホリ経験者の91%が満足しているほか、81%が再訪意向がある等、ワーホリ経験者からの評判は良い。

### 課題

ワーホリ経験者の生の声を聞く機会や、ワーホリ経験者と未経験者が意見交換を行う機会が少ない。

### 令和4年度の取組

ワーホリ経験者による  
座談会の開催

※ ふるさとワーキングホリデーに要する経費について特別交付税措置  
(対象経費の上限額 1団体あたり15,000千円+5千円×全参加者の延べ滞在日数)

## 広報支援 (総務省)

- ・専用のポータルサイトの運用
- ・SNS(Twitter、facebook)の運用
- ・インターネット広告の実施
- ・説明会の開催 等



## 企業向け説明会(ブロック単位)の開催

- ・地域企業の参加拡大と実施自治体増を図るため、企業及び未実施自治体を対象にした説明会を開催。  
⇒従前、一次産業や観光業等での受け入れが多かったため、幅広い業種の企業へ参加を呼びかけ。  
⇒未実施自治体にも参加を呼びかけ、裾野拡大を図る。

# ふるさとワーキングホリデーの実績等

## 就労内容(例)

- ・ 農業(特産品等)
- ・ 旅館・ホテル
- ・ 酒造業
- ・ 製造業(窯業、神社・仏閣用授与品等)
- ・ 観光業(スキー場、伝統工芸販売等) 等



## 地域との関わり(例)

- ・ 先輩移住者や地域住民との意見交換会
- ・ 地域の歴史、文化、産業等を学ぶツアー
- ・ 地域イベントの運営体験
- ・ 地元大学生が運営するゲストハウスへの宿泊 等



## 受入実績

約3,500人が参加(H29.1~R3.3)

### 【実施自治体】

#### ○H28年度(8団体)

北海道、福島県、兵庫県、奈良県、山口県、愛媛県、佐賀県、熊本県

#### ○H29年度実施団体(16団体)

北海道、福島県、石川県、福井県、岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、

島根県、岡山県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県

#### ○H30年度実施団体(20団体)

北海道、福島県、石川県、岐阜県、京都府、鳥取県、岡山県、山口県、

高知県、福岡県、熊本県、宮崎県、沖縄県、上越市・阿賀町(新潟)、

氷見市(富山)、池田町(福井)、長野市・白馬村(長野)、海士町(島根)

#### ○R1年度実施団体(36団体)

北海道、岩手県、福島県、石川県、岐阜県、京都府、鳥取県、徳島県、

熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、大館市(秋田)、利島村(東京)、

上越市・阿賀町・粟島浦村(新潟)、氷見市・魚津市(富山)、池田町

(福井)、長野市・伊那市(長野)、神河町(兵庫)、川上村(奈良)、

海士町(島根)、宇部市・萩市・岩国市・長門市(山口)、松野町(愛媛)、

宿毛市・香南市・香美市・東洋町・馬路村・中土佐町(高知)

#### ○R2年度実施団体(17団体)

北海道、岩手県、鳥取県、大分県、沖縄県、

利島村(東京)、阿賀町・粟島浦村(新潟)、長野市(長野)、

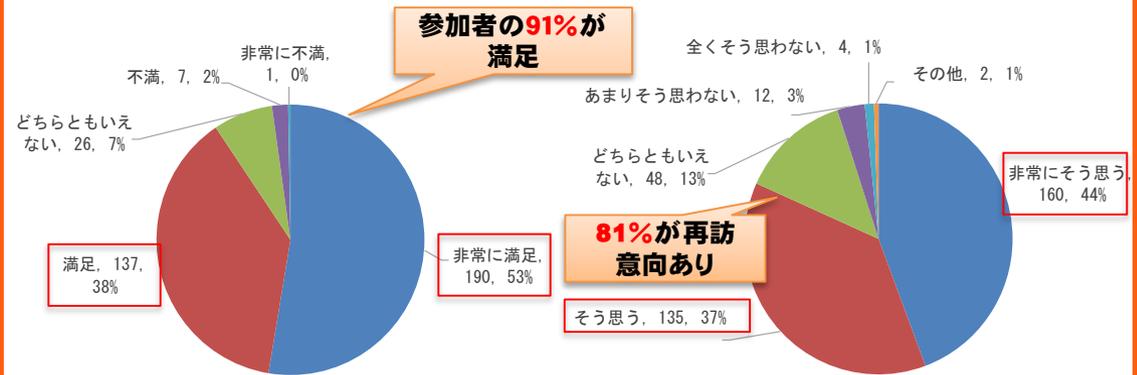
白川村(岐阜)、蒲郡市(愛知)、神河町(兵庫)、海士町(島根)、

岩国市(山口)、香南市・東洋町・馬路村(高知)

## アンケート結果、参加者及び受入企業等の声

「ふるさとワーキングホリデー」の満足度

参加した地域への今後の継続的な訪問意向



実際に行ってみると思っていた以上に新しい人々との出会いや刺激に溢れていました。時間が許すなら理由がなくとも、ぜひ参加すべきと思います。



「ごっこ汁」の味や雪国での生活の知恵、価値観の違いによる町おこしの難しさなど、様々な人々との交流から多くのことを学びました。



従業員の仕事へのモチベーションのアップ。自社への誇りの形成などに効果があり、会社へのロイヤリティの向上が確認できました。また、社内のマンネリ化を防ぐことができ、フレッシュな気持ちで業務を遂行する姿が目立ちました。



## ふるさとワーキングホリデーH28～R2の参加者実績

- 5カ年で3,490人が参加し、うち72人が定住に結びついている（率にして約2.1%）。
- 参加者を年代別で見ると、20代が2,394人（全体に占める割合68.6%）で最大である。
- 30～40代についてみると、参加者296人、定住者19人、定住率6.7%である。

年代区分	参加者(人) a	左のうち定住に結びつ いた者		構成比 a/A	定住率 b/a	
			b			
10代	684		0	19.6%	0.0%	
20代	2,394		46	68.6%	1.9%	
30代	296人 { 211	19人 {	13	8.4% {	6.0% {	6.4% {
40代	85		6			
50代	15		4	0.4%	26.7%	
60代以上	14		1	0.4%	7.1%	
不明	87		2	2.5%	2.3%	
計 A	3,490		72	100.0%	2.1%	

# ふるさとワーキングホリデー活用事例（令和3年度）

## 北海道 (広尾町)

### 就労内容

酪農業、水産加工業  
内容：酪農作業全般、牧場併設カフェでの接客業務・オンラインショップの運営補助、水産加工品製造

### 地域との関わり

- ・酪農、漁業体験、魚のさばき方や漁師飯を教わるなど、地域の方々と交流しながら地場産業を体験
- ・町職員との町内散策
- ・自治会のイベント参加
- ・地元住民との交流

### 人数・期間（実績）

5人  
(R3.1.0～1.1)

### その他（特記事項）

- ・緊急事態宣言発令により、受入開始期間を変更したため一部の希望者は参加できなかった。（申込実績は15人）
- ・コロナ禍での受入れとなったが、滞在中の健康管理や町外への外出自粛などの対策を行い、積極的に地域住民と交流する機会を提供した。
- ・SNSで滞在中の様子を発信し、事前に他の参加者やまちの様子がわかるようすることで、溶け込みやすくなるよう取り組んだ。
- ・少人数で懇親会を開催し、参加者同士が交流する機会をつつた。

### 写真（体験イメージ）



## 長野県 (伊那市)

### 就労内容

- ・農業（農家で上伊那特産の花「アルストロメリア」の収穫、草取り、畑の準備など）
- ・林業（製材所で薪づくりや薪の配達、製材の手伝いなど）

### 地域との関わり

- ・地域イベント及び林業関係者によるイベント参加
- ・移住定住コーディネータや地域おこし協力隊との意見交換
- ・農家や市職員との交流、ゲストハウスにおける街なか交流など

### 人数・期間（実績）

3人  
(R3.11～R4.1)

### その他（特記事項）

- ・感染拡大のためリアル開催はR3.11から実施。それまでオンラインワーホリとして仕事や地域の様子を紹介。
- ・リアル開催では1回目に農業、2回目に林業の仕事を募集したところ、予想以上の反響があった。特に林業は募集枠1名に対し15名の応募があり、一次産業における需要の高さが伺えた。
- ・総務省主催の合同説明会参加者や大学からの紹介による応募もあった。
- ・実際にワーホリを体験した参加者が、終了後、再び家族とともに訪れるなど、繋がりが深まったケースもあった。

### 写真（体験イメージ）



## 岐阜県 (下呂市)

### 就労内容

（業種）地域プロモーション、まちづくり、農業、観光  
内容：情報発信、地域活動へのアイデア出し、農作業（トマト・エゴマ）観光施設受付業務、観光ガイド補助

### 地域との関わり

- ・地域の魅力を発信するため、地域への取材、インタビューの実施
- ・廃校の活用会議に参加し、意見交換を行った
- ・地域イベント（映画祭）のスタッフとして参加し、企画、準備、運営に携わる

### 人数・期間（実績）

12人（見込み）  
(R3.8～R4.3)

### その他（特記事項）

- ・従来のような現地説明会がなかった代わりに、参加希望者、受入事業者、市によるオンラインでの事前面接により、訪問前に予め細かな確認が行え、スムーズに現地地で働けたのではないかとと思われる。
- ・PCR検査キットの送付と体調管理チェックシートによる事前対応の実施
- ・就活を前にした若者からは、「働く＝ひとつの会社で終身雇用」のイメージがあった中、地域との交流を経て様々な働き方があることを知り、「働く」ことの概念が変わり、選択肢の幅を広げることができた、という意見があった。コロナの影響なのか、参加者の多くから同様の意見があった。
- ・当時の滞在先や地域に訪問する過去のワーホリ参加者が複数いた。

### 写真（体験イメージ）



## 高知県 (馬路村)

### 就労内容

（農業）  
内容：ゆずの収穫作業

### 地域との関わり

- ・受入農家及び村民との交流会
- ・参加者と村内若者で自主的に県内観光
- ・近隣町村の酒造の社長との懇談

### 人数・期間（実績）

8人  
(R3年11月)

### その他（特記事項）

- ・昨年度コロナ禍により実施できなかった体験イベントを開催できた。森林間伐体験、ダム見学、森林鉄道運転体験、柚子しぼり体験を実施したが、参加者も興味深そうに積極的に参加してくれた。
- ・直前にキャンセルがあったため、例年の10名程度よりも少ない8名での実施となったため、受入農家の需要に十分にこたえられない面があった。来年度は広報を強化し、規模を拡大して実施したい。
- ・活発な参加者が多く、交流会をきっかけに村内若者とも交流が深まり、県内観光や自主開催の交流会を実施したり、偶然近隣町村の酒造社長と知り合い、懇談を実施する等、例年よりも深い交流が生まれた。

### 写真（体験イメージ）



- コロナ禍の中、テレワークやサテライトオフィスについて注目されていることを踏まえ、地方公共団体と企業とのマッチング機会を提供することにより、地方へのヒト・情報の流れの創出を更に加速。
- 地方公共団体が誘致又は関与したサテライトオフィスの設置数 916箇所(令和2年度末時点)



## 三大都市圏企業

- ・ コロナを受けて、テレワーク等の働き方が一般化されつつあり多くの企業がサテライトオフィスに前向き
- ・ 令和2年度の同事業において53社が参加

## マッチングセミナー

令和3年度マッチングセミナーは、  
**令和4年3月4日(金)**に  
「ベルサール神田」にて開催予定です。  
ご来場お待ちしております。

地方公共団体と民間企業との  
マッチング機会を提供



## 地方公共団体

- ・ 多くの地方公共団体が誘致に取り組む
- ・ 令和2年度の同事業において、30団体がセミナーに出展し、サテライトオフィス支援策をPR

## 「お試しサテライトオフィス」に係る特別交付税措置

- 地方公共団体による都市部企業等の社員の「お試し勤務」の受入れを通じたサテライトオフィス誘致の取組に要する経費について特別交付税措置

対象経費:都市部の企業のお試し勤務の誘引に要する経費(都市部におけるPR経費等)  
:お試し勤務環境の用意に要する経費(オフィスの賃料等(原則、ハード事業は対象外))  
:お試し勤務期間中の活動に要する経費(交通費、地元企業とのビジネスマッチングイベント開催費等)

※ 対象経費の上限額:1団体当たり1,000万円 ※ 措置率0.5×財政力補正



# 地域活性化起業人（企業人材派遣制度）

○ 地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置。

## 対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員（在籍派遣）

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

## 受入団体

①3大都市圏外の市町村

②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

1,429市町村

## 活動内容(例)

地域活性化に向けた幅広い活動に従事

○観光振興

○地域産品の開発・販路拡大

○ICT分野（デジタル人材）

○地域経済活性化（中小企業のハンズオン支援）

○中心市街地活性化

等

## 特別交付税措置

○派遣元企業に対する負担金など起業人の受入に要する経費 上限額 年間560万円／人

○起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円（措置率0.5）／人

○起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円（措置率0.5）／団体

（派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費）

## 期間

6ヵ月～3年

## 自治体

民間のスペシャリスト人材  
を活用した地域の課題解決へのニーズ

- ⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用
- ⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開

## 民間企業

社会貢献マインド  
人材の育成・キャリアアップなど

- ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献
- ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- ⇒ 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

（協定締結）

# 地域活性化起業人 活用事例

※令和2年度まで地域おこし企業人制度として推進

## 岩手県釜石市

株式会社LIFULL  
(不動産情報サービス事業等)

【取組内容】 (派遣期間：平成30年4月～令和2年3月)

- ・空き家情報の集約・発信
- ・空き家利活用を推進する人材育成  
(民間主導事業へのシフト、地元人材の育成等)
- ・民泊推進(物件改装・運営等に関する民間ノウハウの提供)

【取組成果】

- ・営業時代のノウハウを活かし、活用できる空き家の掘り起こしや利用者とのマッチングを推進
- ・空き家活用によるモデルケース(ルームシェア×民泊利用)づくりを推進



## 長野県伊那市

沖電気工業株式会社  
(情報通信事業等)

【取組内容】 (派遣期間：平成30年4月～令和2年3月)

- ・伊那市の産業政策「新産業技術推進事業(PASTWORKS)」における事業の具体化
- ・官民連携コンソーシアムの運営および実証事業の支援

【取組成果】

- ・ITスキルを活かし、「スマート農業」、「スマート林業」、「ドローン物流」、「インテリジェント交通」、「ICT教育」の実証・実用化を推進
- ・「スマート工業」、「アメニティ定住」の2部門を新たに展開



## 鳥取県伯耆町

株式会社ルネサンス  
(スポーツクラブ事業、健康づくり事業等)

【取組内容】 (派遣期間：平成29年1月～令和元年12月)

- ・ほうき健康経営プロジェクトの推進  
(遊休施設のリノベーションと活用、スポーツクラブ事業の運営団体の創出等)
- ・ワーキングコミュニティスペース事業  
(遊休施設のリノベーションと活用、過疎地域における高齢者向けの就労・健康コミュニティスペースづくり等)

【取組成果】

- ・民間ノウハウの活用による施設整備及び運営体制を確立。地域内雇用を創出し、民間ノウハウを伝授
- ・スポーツクラブ事業・ワーキングコミュニティ事業共に目標値を上回る会員数(KPI)を実現
- ・会員定着のために様々なイベント等を実施



## 愛媛県宇和島市

株式会社ウインウイン  
(採用コンサルティング事業等)

【取組内容】 (派遣期間：平成30年11月～令和3年3月)

- ・平成30年7月豪雨災害への復旧・復興
- ・復興に係る中間支援組織の立上げ支援
- ・柑橘担い手チーム立上げの支援

【取組成果】

- ・民間企業と行政のコーディネート経験を活かし現場の農家やボランティア等数多くの関係者のニーズをヒアリング等により整理、関係性を構築
- ・「中間支援組織」及び「柑橘担い手チーム」共に令和元年7月に発足
- ・現場での調整業務を担うコーディネーターを雇用・育成



# 地域活性化起業人の実績等①

※令和2年度まで地域おこし企業人制度として推進

## 実績

※特別交付税ベース

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
企業人数	22人	28人	37人	57人	70人	95人	148人
受入団体数	17団体	25団体	32団体	50団体	56団体	65団体	98団体

20代	30代	40代	50代	60代
16人 (11%)	43人 (29%)	33人 (22%)	48人 (32%)	8人 (5%)

## 活躍先

(令和2年度特別交付税ベース)

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
北海道	室蘭市	1	パナソニックITS 株式会社
	ニセコ町	1	株式会社 JTB
		1	株式会社 日本旅行
	長沼町	1	公益財団法人 日本生態系協会
	東川町	1	株式会社 シー・エム・エス
	利尻町	1	特定非営利法人 離島経済新聞社
	厚真町	1	株式会社 ケーバル
		1	株式会社 森のエネルギー研究所
	安平町	1	ソフトバンク 株式会社
		1	株式会社 FoundingBase
	上士幌町	1	東日本電信電話 株式会社
弟子屈町	1	株式会社 wodertrunk&co	
岩手県	釜石市	1	江崎グリコ 株式会社
		1	ソフトバンク 株式会社
	田野畑村	1	株式会社 アースカラー
秋田県	仙北市	1	株式会社 JTB
福島県	郡山市	1	株式会社 日本旅行
	いわき市	1	ソフトバンク 株式会社
	南相馬市	1	イオンリテール 株式会社
	伊達市	1	イオンリテール 株式会社

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
福島県	磐梯町	1	株式会社 LIFULL
	浪江町	1	株式会社 良品計画
栃木県	佐野市	1	ジェイアールバス関東 株式会社
群馬県	高山村	2	株式会社 Tree to Green
埼玉県	秩父市	1	株式会社 ゼンリン
	横瀬町	1	独立行政法人 国際協力機構
	小鹿野町	1	株式会社 近畿日本ツーリスト首都圏
1		株式会社 武蔵野銀行	
千葉県	いすみ市	1	株式会社 京葉銀行
		1	株式会社 良品計画
新潟県	柏崎市	2	株式会社 温泉道場
	十日町市	1	株式会社 良品計画
	糸魚川市	2	株式会社 日本旅行
粟島浦村		1	株式会社 離島キッチン
富山県	魚津市	1	株式会社 JTB
	朝日町	1	創造系不動産 株式会社
石川県	小松市	1	株式会社 エイチ・アイ・エス
	加賀市	1	株式会社 電通
		1	ITbook 株式会社
		1	西日本電信電話 株式会社

## 地域活性化起業人実績等②

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
山梨県	甲府市	1	株式会社 JTBパブリッシング
	笛吹市	1	株式会社 JTB
	丹波山村	1	株式会社 スタンス
		1	株式会社 アイ・エフ・クリエイト
		1	アグリマス 株式会社
長野県	上田市	1	株式会社 東急エージェンシー
		1	東日本電信電話 株式会社
	伊那市	1	ソフトバンク株式会社
		1	東日本電信電話 株式会社
		1	株式会社 ゼンリン
	飯山市	1	株式会社 近畿日本ツーリスト首都圏
	小海町	1	株式会社 さとゆめ
	辰野町	1	株式会社 パナナグループ
	根羽村	1	株式会社 WHERE
		1	株式会社 FoundingBase
	小谷村	1	チームラボセールス 株式会社
	信濃町	1	マーキュリープロジェクトオフィス 株式会社
岐阜県	郡上市	1	株式会社 電通

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
三重県	鳥羽市	1	合同会社 DMM.com
	いなべ市	1	チームラボセールス 株式会社
		2	株式会社 アクアブランネット
		1	株式会社 三重電子計算センター
		2	株式会社 KADOKAWA
		1	一般社団法人 日本非常食推進機構
		2	株式会社 ベネッセコーポレーション
	伊賀市	1	株式会社 フェリシモ
		1	イマイシス 株式会社
	多気町	1	ソフトバンク 株式会社
		1	グローブマーケティング 株式会社
		1	丸亀不動産 有限会社
	明和町	1	株式会社 産業経済新聞社
		1	ソフトバンク 株式会社
京都府	京丹後市	1	株式会社 JTB
		1	株式会社 ANA総合研究所
	笠置町	2	京都信用金庫
		2	有限会社 アドスプリング
		1	株式会社 日本旅行

## 地域活性化起業人実績等③

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
兵庫県	南あわじ市	1	株式会社 近畿日本ツーリスト関西
	新温泉町	1	株式会社 5-RELAX
奈良県	田原本町	1	ITBOOK 株式会社
	吉野町	1	株式会社 南都銀行
	川上村	1	株式会社 南都銀行
		1	市民生活協同組合ならコープ
和歌山県	那智勝浦町	1	株式会社 ネットワールド
鳥取県	伯耆町	1	株式会社 ルネサンス
島根県	雲南市	1	株式会社 竹中工務店
		1	株式会社 ヒトカラメディア
	津和野町	1	株式会社 FoundingBase
		1	Pomalo 株式会社
	海士町	1	英治出版 株式会社
		1	株式会社 水谷智之事務所
	隠岐の島町	2	株式会社 エービーシースタイル
岡山県	高梁市	1	株式会社 ANA総合研究所
	西粟倉村	1	合同会社 ブラウズ
		1	6rock

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
広島県	福山市	1	あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社
	府中市	1	株式会社 JTB
	安芸高田市	1	株式会社 WHERE
		1	株式会社 ID
	安芸太田町	2	ITbook 株式会社
		1	NTTフィールドテクノ 株式会社
山口県	宇部市	1	株式会社 NTTドコモ
徳島県	東みよし町	1	株式会社 GROXコンサルティング
香川県	三豊市	1	株式会社 MATCHA
		1	株式会社 クリエアナブキ
	土庄町	1	KNT-CTホールディングス 株式会社
愛媛県	宇和島市	1	株式会社 ウインウイン
		1	株式会社 ANA総合研究所
	新居浜市	1	ソフトバンク 株式会社
	西条市	1	リコージャパン 株式会社
高知県	四万十市	1	株式会社 ANA総合研究所
	土佐町	1	プラスクラス・スポーツ・インキュベーション株式会社
	梶原町	1	アジア航測 株式会社

## 地域活性化起業人実績等④

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
福岡県	宗像市	1	株式会社 ジャルセールス
	糸島市	1	株式会社 博報堂
		1	株式会社 たしざん
佐賀県	唐津市	1	ソフトバンク 株式会社
	伊万里市	1	日本航空 株式会社
		1	株式会社 JALナビア
長崎県	島原市	1	株式会社 博報堂
	対馬市	1	株式会社 日本旅行
	壱岐市	1	株式会社 リクルート
熊本県	天草市	1	株式会社 ANA総合研究所
	南小国町	1	株式会社 JTB
	高森町	2	株式会社 じぞう屋
	多良木町	1	株式会社 コアース
宮崎県	都城市	1	株式会社 ANA総合研究所
鹿児島県	指宿市	1	株式会社 アグリゲート
	薩摩川内市	1	株式会社 ANA総合研究所
	三島村	1	株式会社 離島キッチン
	大崎町	1	一般社団法人 リバースプロジェクト
	肝付町	1	株式会社 ANA総合研究所
	和泊町	1	セントラルスポーツ 株式会社

都道府県名	市町村名	人数	派遣元企業
沖縄県	浦添市	2	全日本空輸 株式会社
	恩納村	1	SDGパートナーズ 有限会社
		1	株式会社 SecondStage

# 外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度の拡充

## 地域人材ネット

### 外部専門家（＝地域力創造アドバイザー）のデータベース

- 都道府県や各省庁等の推薦を受け、地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進自治体で活躍している職員(課)を登録
- 民間専門家(388名)、先進自治体で活躍している職員(22名(組織を含む)) (令和3年4月1日現在 計410名・組織)
- 地域力創造アドバイザー検索ページ <http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

## 財政措置

- 対象市町村：①3大都市圏外の市町村  
②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村  
※令和3年度より3大都市圏外の都市地域等も対象とするよう地域要件を拡充
- 財政措置の内容：  
市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上招へい(リモート可)して、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする
- 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間
  - ◇ 民間専門家等活用 (560万円/年) ◇ 先進自治体職員(組織)活用 (240万円/年)

## 活用事例

### <新潟県胎内市>

#### 【取組事例】

ワイン製造施設運営事業において、ワインの品質向上等を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、市職員やワイン製造関係者を対象に、年8回に渡り商品開発や醸造に関する指導や助言を受けた。

#### 【成果・効果】

ワインコンクールでの受賞や業界での評価向上に伴い、出荷量が増加するとともに、マーケティングの指導も受けた結果、「胎内高原ワイン」のブランド化にも成功した。



### <北海道栗山町>

#### 【取組事例】

栗山町地域おこし協力隊起業アドバイザー招聘事業において、カフェバルの開店を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、協力隊の方を対象に、任期終了後に向けて、延べ12日に渡り起業・ビジネスをするための学習会や経営に関する指導や助言を受けた。

#### 【成果・効果】

飲食業や若者のコミュニティづくりに資する事業を担うことを目標に合同会社を設立。町内駅前通りに活動拠点となるカフェバルをオープンした。



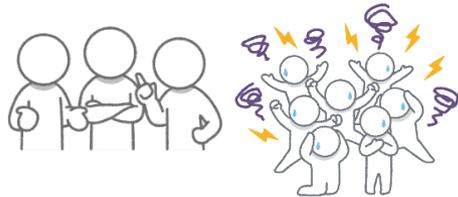
# 地域プロジェクトマネージャー

- 地方公共団体が重要プロジェクトを実施する際には、外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組むことが不可欠だが、そうした関係者間を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできる「ブリッジ人材」が不足。そこで、市町村がそうした人材を「地域プロジェクトマネージャー」として任用する制度。

## イメージ

### ★ブリッジ人材が不在だと・・・

- ・コミュニケーション不足から混乱が生起、関係者がお互いに不信感



- ・せっかく外部専門人材を招へいできても孤立



⇒プロジェクトの実があがらない状態に

### ★地域プロマネ任用により・・・

- ・多様な関係者間を調整、橋渡し



- ・チームとしてプロジェクトを推進



⇒プロジェクトを着実に成果へつなげる！

## 制度概要

### ★人物像

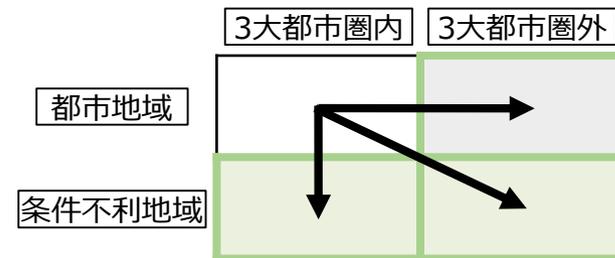
- ・地域の実情の理解、専門的な知識、仕事経験を通じた人脈、受入団体及び地域との信頼関係 etc  
⇒地域おこし協力隊OB・OG、地域と関係の深い専門家 等

### ★地方財政措置

- ・地域プロジェクトマネージャーの雇用に要する経費を対象に、650万円/人を上限に特別交付税措置
- ・1市町村あたり1人、1人あたり3年間を上限

### ★地域要件

- ・3大都市圏内又は3大都市圏外都市地域から、条件不利地域へ住民票を異動（地域おこし協力隊と同様）
- ・ただし、現地の協力隊から任用される場合には移住は求めない



## 参考事例①（群馬県みなかみ町）

人物：外部人材（地域おこし協力隊OB）

事業：道の駅の直売所運営、地場産品を活かした特産品開発  
（プロジェクトの企画・進行、関係者との連絡調整、外部人材の手配）

成果：着任前に比べ売上増加、施設の入込み客増加



（出典）道の駅 たくみの里HP

## 参考事例②（山梨県富士吉田市）

人物：外部人材（地域おこし協力隊OB）

事業：空き家の再活用、地域事業者と協力した建築設計・企画業務  
（プロジェクトの企画・進行、関係者との連絡調整等）

成果：移住してきた移住者等による空き家・空き店舗活用  
ゲストハウス開業



（提供）富士吉田市

## 参考事例③（岐阜県郡上市）

人物：外部人材（電通社員として、また自身が経営する法人を  
通じて郡上市に継続的に関与（地域おこし企業人））

事業：移住と雇用創出をセットにした事業「郡上カンパニー」の立ち上げ  
（プロジェクトの企画・進行、関係者との連絡調整、外部人材の手配）

成果：3年間で19人の起業挑戦者を誘致  
100人以上のプロジェクト人口を創出



（出典）郡上カンパニーHP

## 参考事例④（北海道利尻町）

人物：外部人材（地域おこし企業人OB）

事業：定住移住促進企画の実施、閉校校舎の利活用、地域  
おこし協力隊の中間支援、ふるさと教育による他島交流等

成果：閉校校舎のリノベーション、リノベーション施設を活用した定住  
移住相談窓口の開設（運営は民間）等



（出典）利尻町定住移住支援センター「ツギノバ」HP

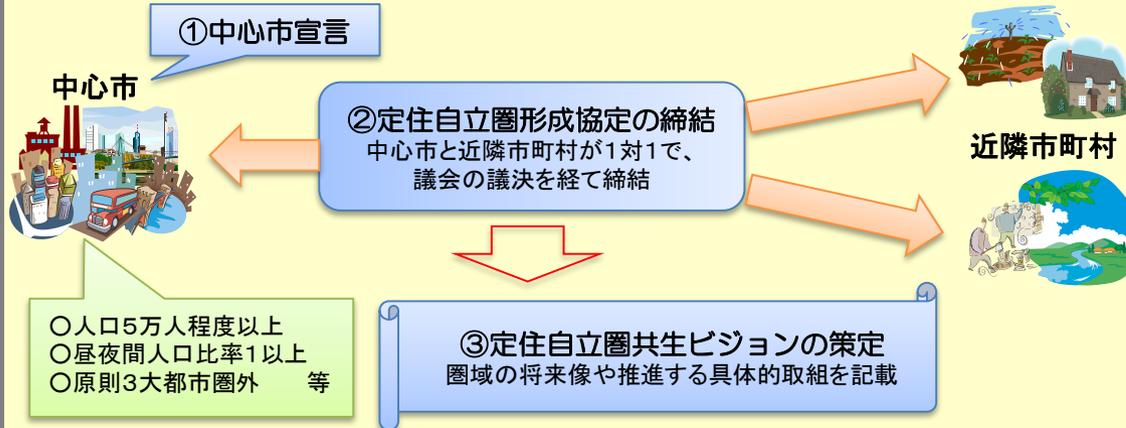
## 定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

### 【圏域に求められる役割】

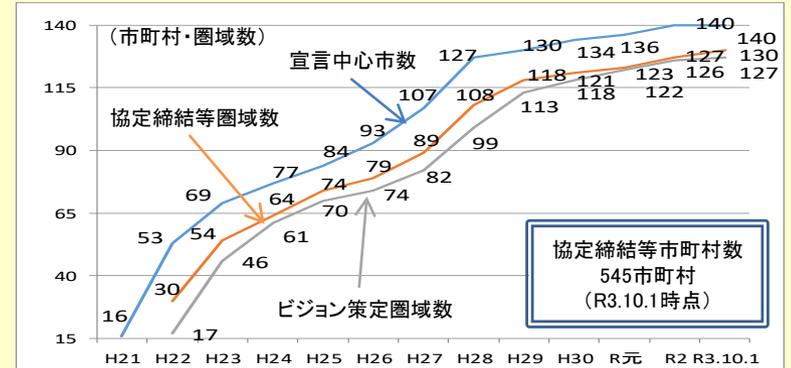
- ①生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ②結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

## 圏域形成に向けた手続



## 定住自立圏構想への取組状況

KPI: 2024年 140圏域(R3.10.1現在 130圏域)



※R2以前は4月1日時点の数値

## 定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

### 特別交付税

- ・包括的財政措置（平成26年度・令和3年度に拡充）  
（中心市 4,000万円程度→8,500万円程度(H26)）  
（近隣市町村 1,000万円→1,500万円(H26)→1,800万円(R3)）
- ・外部人材の活用に必要な経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保に必要な経費に対する財政措置 等

### 地方債

- ・地域活性化事業債を充当※（充当率90%、交付税算入率30%）  
※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

### 各省による支援策

- ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

# 定住自立圏構想の取組状況（令和3年10月1日現在）

※【 】は中核市  
 ※〈 〉は中核市要件を満たす市（指定都市・中核市を除く）  
 ※網掛けは宣言連携中核都市  
 ※（ ）は多自然拠点都市の要件のみを満たす市

都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市(左記を除く)
北海道	【函館市】、小樽市、【旭川市】、室蘭市、釧路市、帯広市、網走市、苫小牧市、稚内市、名寄市・土別市(複眼型)、滝川市・砂川市(複眼型)、深川市、富良野市、北見市	—
青森県	【八戸市】、弘前市、五所川原市、十和田市・三沢市(複眼型)、むつ市	—
岩手県	奥州市・北上市(複眼型)、一関市、釜石市、大船渡市	宮古市
宮城県	石巻市、大崎市	気仙沼市、(白石市)
秋田県	能代市、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、大仙市	—
山形県	【山形市】、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市	—
福島県	白河市、喜多方市、南相馬市	会津若松市
茨城県	【水戸市】	日立市、土浦市、常総市、〈つくば市〉、鹿嶋市、筑西市、神栖市
栃木県	栃木市、佐野市、日光市、小山市、大田原市、那須塩原市	—
群馬県	〈伊勢崎市〉、沼田市、富岡市	〈太田市〉、(藤岡市)
埼玉県	秩父市、本庄市	—
千葉県	旭市、館山市	—
東京都		—
神奈川県		—
新潟県	〈長岡市〉、新発田市、村上市、燕市、糸魚川市、南魚沼市	柏崎市、十日町市、〈上越市〉、佐渡市
富山県		黒部市
石川県		七尾市、小松市
福井県		敦賀市、(小浜市)
山梨県	北杜市	(富士吉田市)
長野県	上田市、飯田市、伊那市、中野市・飯山市(複眼型)、佐久市	〈松本市〉、諏訪市
岐阜県	美濃加茂市	大垣市、高山市、関市、(可児市)
静岡県	湖西市	〈沼津市〉、磐田市、掛川市、(御殿場市)、裾野市
愛知県	刈谷市、西尾市	安城市、(新城市)、田原市
三重県	伊勢市、松阪市、いなべ市、伊賀市	〈津市〉、〈四日市市〉、亀山市

都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市(左記を除く)
滋賀県	彦根市、長浜市、東近江市	草津市
京都府		福知山市、(舞鶴市)
大阪府		—
兵庫県	洲本市、豊岡市、西脇市、加西市・加東市(複眼型)、たつの市	小野市
奈良県	天理市	—
和歌山県		田辺市、(新宮市)
鳥取県	【鳥取市】、米子市(複眼型)、倉吉市	—
島根県	【松江市】(複眼型)、浜田市、出雲市、益田市	—
岡山県	津山市、備前市	—
広島県	三原市、庄原市	三次市
山口県	【下関市】、山口市、萩市、長門市	下松市、周南市
徳島県	〈徳島市〉、阿南市	—
香川県	【高松市】、丸亀市、観音寺市	坂出市
愛媛県	今治市、宇和島市	(八幡浜市)、新居浜市、大洲市、四国中央市
高知県	【高知市】、四万十市・宿毛市(複眼型)	—
福岡県	大牟田市、【久留米市】、飯塚市、田川市、八女市	朝倉市
佐賀県	唐津市、伊万里市	〈佐賀市〉、鳥栖市
長崎県	【長崎市】、五島市	島原市、諫早市
熊本県	八代市、人吉市、玉名市、山鹿市、菊池市、天草市	—
大分県	中津市、日田市	—
宮崎県	都城市、延岡市、小林市、日向市、日南市	—
鹿児島県	鹿屋市、指宿市、薩摩川内市、南さつま市	霧島市、奄美市
沖縄県	宮古島市	浦添市、名護市、(うるま市)
合計	140	64

- 定住自立圏は140市が中心市宣言済み。
- 130圏域(545市町村)で定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定済み。
- 127圏域が定住自立圏共生ビジョン策定済み。

以下の37市が宣言連携中核都市（令和3年4月1日現在）  
 札幌市、青森市、八戸市、盛岡市、山形市、郡山市、新潟市、富山市、高岡市・射水市(複眼型)、金沢市、福井市、長野市、岐阜市、静岡市、姫路市、鳥取市、岡山市、倉敷市、広島市、呉市、福山市、山口市・宇部市(複眼型)、下関市、高松市、松山市、高知市、北九州市、久留米市、長崎市、佐世保市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市

※表右欄の中心市要件を満たす市については、以下の市を除く  
 ○指定都市・中核市  
 ○中心市又は近隣市として定住自立圏又は連携中核都市圏に取り組んでいる市

# 定住自立圏における取組例

## ○政策分野別取組状況

定住自立圏130圏域※（令和3年10月1日時点）における主な取組例と圏域数

※連携中枢都市圏に移行済の圏域を含む

### 市町村間の役割分担による生活機能の強化

**医療**  
126圏域  
医師派遣、適正受診の啓発、  
休日夜間診療所の運営等

**福祉**  
113圏域  
介護、高齢者福祉、子育て、  
障がい者等の支援

**教育**  
109圏域  
図書館ネットワーク構築、文化・スポーツ  
交流、公共施設相互利用等

**産業振興**  
125圏域  
広域観光ルートの設定、  
農産物のブランド化、企業誘致等

**環境**  
66圏域  
低炭素社会形成促進、  
バイオマスの利活用等

### 市町村間の結びつきやネットワークの強化

**地域公共交通**  
126圏域  
地域公共交通のネットワーク化、  
バス路線の維持等

**ICTインフラ整備・利活用**  
48圏域  
メール配信による圏域情報の共有等

**交通インフラ整備**  
84圏域  
生活道路の整備等

**地産地消**  
52圏域  
学校給食への地元特産物の活用、  
直売所の整備等

**交流移住**  
107圏域  
共同空き家バンク、圏域内イベント  
情報の共有と参加促進等

### 圏域マネジメント能力の強化

**合同研修・人事交流**  
113圏域  
合同研修の開催や  
職員の人事交流等

**外部専門家の招へい**  
44圏域  
医療、観光、ICT等の  
専門家を活用

# 「地域における多文化共生推進プラン」の概要

- 「地域における多文化共生推進プラン」は、地方公共団体における「多文化共生<sup>(注)</sup>」の推進に係る指針・計画」の策定に資するため、総務省が策定 ※旧プランは、日系南米人等の外国人住民の増加を背景に、平成18年3月に初めて策定
  - 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化を踏まえて、令和2年9月に改訂 ※改訂に当たって有識者による研究会を開催
- 総務省において、地方公共団体が改訂後のプランを参照し、地域の実情を踏まえた「多文化共生に係る指針・計画」の策定・見直し等を行い、もってより一層の多文化共生施策を推進するよう依頼（令和2年9月10日総務省自治行政局国際室長通知）**

(注)「多文化共生」:国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

## 旧プラン (2006年)

### [施策]

#### ① コミュニケーション支援

地域における情報の多言語化

日本語及び日本社会に関する学習支援

#### ② 生活支援

居住

教育

労働環境

医療・保健・福祉

防災

#### ③ 多文化共生の地域づくり

地域社会に対する意識啓発

外国人住民の自立と社会参画

多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備

地域における各主体の役割分担と連携・協働

## 改訂プラン (2020年)

### [施策]

#### ① コミュニケーション支援

行政・生活情報の多言語化（ICTを活用）、相談体制の整備

日本語教育の推進

生活オリエンテーションの実施

#### ② 生活支援

教育機会の確保

適正な労働環境の確保

災害時の支援体制の整備

医療・保健サービスの提供

子ども・子育て及び福祉サービスの提供

住宅確保のための支援

感染症流行時における対応

#### ③ 意識啓発と社会参画支援

多文化共生の意識啓発・醸成

外国人住民の社会参画支援

#### ④ 地域活性化の推進やグローバル化への対応

外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応

留学生の地域における就職促進

多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備

地域における各主体との連携・協働

多文化共生の推進に係る指針・計画の策定

# 多文化共生事例集（令和3年度版）の概要

## 背景

平成18年3月：総務省において「地域における多文化共生推進プラン」を策定・周知

↓ 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化などの社会経済情勢の変化

令和2年9月：総務省において「地域における多文化共生推進プラン」を改訂

当該改訂を踏まえ、また、新型コロナウイルス感染症の拡大による外国人住民への影響等の対応に伴う、多文化共生の推進に係る新たな取組事例

改訂した内容を広く周知し、地方公共団体における多文化共生施策の推進を促進することが必要

## 多文化共生事例集（令和3年度版）

※総務省HPで公表しております。

### (1) コミュニケーション支援（17事例）

#### ① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備（9事例）

- ・ 一元的相談窓口の開設・運営
- ・ 多言語翻訳機器を活用した多言語相談対応 など

#### ② 日本語教育の推進（6事例）

- ・ 日本語教室での日本人住民と外国人住民の交流の場の創出
- ・ ICTを活用した外国人散在地域における日本語教室の運営 など

#### ③ 生活オリエンテーションの実施（2事例）

- ・ 生活設計支援冊子の作成
- ・ 地域に出向いた生活オリエンテーションの実施

### (2) 生活支援（53事例）

#### ① 教育機会の確保（12事例）

- ・ 就学前教室
- ・ 関係機関と連携した就学促進 など

#### ② 適正な労働環境の確保（9事例）

- ・ 技能実習生の受入環境の整備
- ・ 就業・定着支援 など

#### ③ 災害時の支援体制の整備（11事例）

- ・ 外国人防災リーダーの養成
- ・ 地方公共団体間の広域連携協定の締結 など

#### ④ 医療・保健サービスの提供（5事例）

- ・ 医療現場への「やさしい日本語」の導入と普及
- ・ メンタルヘルス相談、医療通訳派遣事業 など

#### ⑤ 子ども・子育て及び福祉サービスの提供（7事例）

- ・ 外国人保護者とのコミュニケーション支援ツールの作成
- ・ 外国人高齢者支援 など

#### ⑥ 住居確保のための支援（3事例）

- ・ 多言語対応が可能な不動産業者の紹介 など

#### ⑦ 感染症流行時における対応（6事例）

- ・ 動画を活用した情報発信・SNSを活用した関係機関・団体との情報共有 など

### (3) 意識啓発と社会参画支援（12事例）

#### ① 多文化共生の意識啓発・醸成（7事例）

- ・ 外国人住民向けのガイドブックの作成と日本人向けのワークショップの開催
- ・ 官民一体で企画・運営を行う外国人住民と日本人住民の交流イベントの開催 など

#### ② 外国人住民の社会参画支援（5事例）

- ・ 多文化共生キーパーソンを活用した地域づくり
- ・ 外国人コミュニティと地域や行政が連携して課題解決を目指す「外国人コミュニティ事業」の実施 など

### (4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応（9事例）

#### ① 外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応（4事例）

- ・ 観光分野における外国人住民の取組
- ・ 外国人材を活用したインバウンド誘致事業 など

#### ② 留学生の地域における就職促進（5事例）

- ・ 大学とハローワークとの留学生就職支援協定の締結
- ・ 市内企業への留学生の就職支援 など

### (5) 推進体制の整備等（6事例）

#### ① 多文化共生施策の推進体制の整備（3事例）

- ・ 多文化共生に係る連携体制の整備
- ・ 広域連携による外国人相談対応 など

#### ② 多文化共生の推進に係る指針・計画の策定（3事例）

- ・ 幅広い主体と連携した指針・計画の策定
- ・ 指針・計画の策定後の評価・進捗管理 など

我が国に在留する外国人は令和2年末で289万人。外国人労働者は令和2年10月末で172万人(過去最高)。  
**口新型コロナウイルス感染症の感染拡大等で明らかになった課題も踏まえ、受け入れた外国人材の受入れ環境を更に充実させる等の観点から策定（197施策）。**  
**口今後も政府一丸となって、関連施策を着実に実施するとともに、総合的対応策の充実を図る。**

**外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等**

- (1)国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
  - 共生社会の実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び方策等に関する工程表の策定《施策1》
  - 「国民の声を聴く会」や「御意見箱」等を通じた共生施策の企画・立案に資する意見の聴取《施策2》
- (2)啓発活動等の実施
  - 全ての人が互いの人権を大切に、支え合う共生社会の実現のため、各種人権啓発活動を実施《施策7》
  - 多言語に対応した人権相談及び調査救済手続の広報の実施《施策8》

**円滑なコミュニケーション・情報収集のための支援**

- (1)行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備
  - 地方公共団体における一元的相談窓口の設置を促進する方策の検討《施策9》
  - FRESC/フレスクにおける効果的・効率的な外国人の受入れ環境整備のための支援の実施及び地方機関への情報提供《施策10》
- (2)日本語教育の充実（円滑なコミュニケーションの実現）
  - 「日本語教育の参照枠」の活用のための手引き等の作成、生活の分野における学習内容を示す「生活Can do」の作成《施策21》
  - 「日本語教育の参照枠」の活用を促進するとともに、都道府県等が関係機関と連携して行う日本語教育環境を強化するための体制づくりの推進《施策22》
  - 日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」の「日本語教育の参照枠」を踏まえた生活場面の充実《施策23》
  - 就労者等に対する日本語教師の研修プログラムの充実・普及及び日本語教師の養成に求められる「必須の教育内容」の円滑な実施のためのICT教材の開発・普及《施策27》
  - 日本語教師資格、日本語教育機関の日本語教育水準の維持向上を図るための仕組みの法制化の検討《施策28》
  - 日本人社員と外国籍社員の職場における双方向の学びの動画教材や手引きの周知及び活用促進《施策32》

**ライフステージ・生活シーンに応じた支援**

- (1)地域における多文化共生の取組の促進・支援
  - 外国人支援者等の活動の現状・課題の把握、外国人支援者のネットワークの構築《施策34》
  - JICAとの連携による地方公共団体やNPO等の共生社会の構築に向けた取組の推進《施策39》
- (2)生活サービス環境の改善等
  - 警察における外国語対応が可能な職員の配置や各種手続に係る外国語による対応の促進《施策50》
  - 部屋探しをする際に活用できる「外国人のための賃貸住宅入居の手引き」等の周知・普及の推進《施策56》
  - 金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備（14言語の外国人向けパンフレット等の配布、犯罪への関与の防止等に係る周知活動の実施）《施策58》
- (3)外国人の子供に係る対策
  - 外国人児童生徒等の学校における日本語指導体制等の構築《施策66》
  - 学齢簿システムと住民基本台帳システムの連携や外国人の子供の就学状況の一体的管理・把握《施策69》
- (4)留学生の就職等の支援
  - 新型コロナウイルス感染症の長期化や新たな危機に備えた外国人留学生の母国でのオンライン学習支援《施策79》
  - 「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」の自治体や支援機関等への展開《施策82》
  - 大学とハローワークの連携強化による一貫した就職支援、全国の大学等へ好事例等の共有《施策95》
- (5)適正な労働環境等の確保
  - 外国人労働者のための視聴覚教材の多言語化（14言語化）《施策98》
  - 日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上等を目的とした研修の実施及びモデルカリキュラム等の作成《施策104》
- (6)社会保険への加入促進等
  - 医療機関等におけるマイナナンバーカードを活用した本人確認と保険資格確認の実施《施策110》

**非常時における外国人向けのセーフティネット・支援等**

- (1)災害時等の非常時における情報発信・支援
  - 「Safety tips」等の周知、多言語辞書の改定による正確な情報の伝達環境の整備《施策114》
- (2)新型コロナウイルス感染症の感染予防・円滑なワクチン接種支援等
  - 高等教育機関・日本語教育機関への新型コロナウイルス感染症の感染防止・予防に資する情報等の提供《施策118》
  - 各省庁が把握しているインフルエンサー等に係る情報の集約・共有等、情報発信の充実・強化に向けた取組の推進《施策119》
  - 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の徹底に係る労使団体への要請《施策120》
  - 留学生が多く在籍する日本語教育機関、専門学校等や外国人を雇用する職場における抗原簡易キット等を活用した検査の実施等と、陽性者発見時における幅広い接触者への迅速かつ機動的なPCR検査等の実施《施策121》
  - 在留外国人へのワクチン接種の周知広報、接種案内の確実な送付、多言語による相談対応体制の確保《施策122》
  - 「高度外国人材活躍推進ポータル」における新型コロナウイルス感染症に関する情報発信・イベントの実施《施策125》
  - 困窮留学生等を支援する関係機関とハローワークの連携による就職支援及び支援内容の周知《施策126》
  - 外国人学校における新型コロナウイルス感染症対策として、やさしい日本語・多言語での情報発信、保健衛生に関する有識者会議での検討内容を踏まえた措置の実施《施策128》

**外国人材の円滑かつ適正な受入れ**

- (1)特定技能外国人のマッチング支援策等
  - 国内のマッチングイベントや海外説明会等の開催による特定技能制度の活用促進《施策123（再掲）》
- (2)特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等
  - 技能試験及び日本語試験の実施並びに受験の推進、分野所管省庁による新たな日本語試験の活用等の検討《施策134》
  - 特定技能2号試験実施の検討推進、特定技能2号の対象分野追加及び業務区分の整理に係る検討《施策141》
- (3)質実な仲介事業者等の排除
  - 開発途上国への技術協力等を通じて得た知見等の活用による日本国内の取組の側面支援《施策156》
- (4)海外における日本語教育基盤の充実等
  - 国際交流基金を通じた日本語教育基盤の強化や我が国の文化及び社会の魅力発信等の取組の推進《施策161》

**共生社会の基盤としての在留管理体制の構築**

- (1)在留資格手続の円滑化・迅速化
  - 在留手続等に係る手数料の電子納付等の利便性向上を図る施策の検討《施策163》
  - 外国人本人によるオンライン申請の利用の実現、オンライン化対象となる手続の拡大の検討《施策164》
  - 令和7年度中の交付開始に向けた在留カードとマイナンバーカードとの一体化の検討《施策166》
- (2)在留管理基盤の強化
  - 関係省庁及び地方公共団体等の連携による在留外国人の居住地情報の整備《施策170》
- (3)留学生の在籍管理の徹底
  - 留学生の在籍管理が不適切な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化《施策179》
- (4)技能実習制度の更なる適正化
  - 出入国在留管理庁と技能実習機構が連携して行う調査の強化等による技能実習制度の適正化《施策97(再掲)》
  - 失踪技能実習生対策としての実地検査の強化、失踪者の多い送出機関からの新規受入れ停止《施策184》
  - 技能実習生と日本人との同等報酬等の確認・働き方改革関連法の周知の徹底《施策186》
  - 解雇された技能実習生への監理団体による着実な転籍支援の実施、実習生の継続的な状況把握による適切な転籍支援《施策187》
  - 技能実習生のプライバシーや感染予防に配慮した住環境を確保する実習実施者に対する優遇措置《施策188》
- (5)不法滞在者等への対策強化
  - 外国人雇用状況届出情報等の収集・分析機能強化による効果的な摘発の実施《施策189》

## 新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策①（外国人への支援）

## 出入国在留管理庁作成資料

## 【生活維持に係る支援】

**低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金**

○新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、児童1人当たり一律5万円を支給

【ひとり親世帯分】 ※ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯対象分の給付金を既に受けている者を除く。

○対象者：①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者（中長期在留者等の外国人を含む。）

※全ての自治体で支給済み

②公的年金等を受けていることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者（中長期在留者等の外国人を含む。）※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。

③令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している者と同じ水準となっている者（中長期在留者等の外国人を含む。）

【ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分】

○対象者：①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者（中長期在留者等の外国人を含む。）※申請不要

②①のほか、対象児童（令和3年3月31日時点で18歳未満の子（障害児については20歳未満）※）の養育者であって、以下のいずれかに該当する者（中長期在留者等の外国人を含む。）

※令和3年4月以降令和4年2月までに生まれる新生児も対象とする。

- ・令和3年度分の住民税非課税均等割が非課税である者
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税非課税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者

**高等教育修学支援**

○家計が急変した学生等に対する授業料減免や給付型・貸与型奨学金を通じた支援

○対象者：授業料等の支払いが困難である学生（外国人のうち、特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者のうち永住する意思があると認められた者を含む。外国人留学生については、別途奨学金制度を通じて支援）

**国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の保険料の減免等**

○感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）等の減免を行った市町村等への支援

○対象者：国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の被保険者（中長期在留者等の外国人を含む。）

**国民年金保険料の免除**

○感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民年金保険料の免除

○対象者：国民年金の被保険者（中長期在留者等の外国人を含む。）

**電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払猶予等の要請**

○感染症の影響により、電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払いに困難な事情がある契約者につき、その置かれた状況に配慮し、料金の支払いの猶予等について、柔軟な対応を行うことを事業者に要請

○NHK受信料について、相談窓口を設置するとともに、負担軽減措置を実施

○対象者：電気・ガス・電話・水道・NHK受信契約の契約者（中長期在留者等の外国人を含む。）

**個人向け緊急小口資金等の特例貸付**

【緊急小口資金】

○緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の小口の貸付（貸付上限額：20万円以内）

○対象：休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯（中長期在留者等の外国人の世帯員がいる世帯を含む。）

【総合支援資金】

○生活の立て直しが必要な場合に継続して支援（2人以上世帯20万円以内。原則3か月以内）

○対象：低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯（中長期在留者等の外国人の世帯員がいる世帯を含む。）

**住居確保給付金の対象範囲の拡大**

○離職等や自己の責に帰さない理由等による就業機会の減少により経済的に困窮し、住居を失った者又はそのおそれがある者に対し、所要の求職活動等を条件に住居確保給付金を支給

○対象者：離職・廃業後2年以内又は休業等により、収入が減少し、離職等と同程度の状況にある者で、給付要件を満たす者（中長期在留者等の外国人を含む。）

**公営住宅等の入居者等への柔軟な対応**

○公営住宅について、事業主体に対し、既入居者に対する家賃支払いの猶予、家賃減免等の負担軽減措置や、入居希望者に対する保証人の免除など、入居要件の弾力的取扱いなどの柔軟な対応を要請

○UR賃貸住宅について、生活困窮者に対する行政窓口の紹介や、滞納家賃の分割支払いの協議など、柔軟な対応を実施

○対象者：公営住宅・UR賃貸住宅の入居者・入居希望者（中長期在留者等の外国人を含む。）

## 【生活維持に係る支援】

**生活保護**

○現に生活に困窮している方に、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、困窮の程度に応じて生活費、住居費等の必要な保護を実施

○対象者：資産、能力等全てを活用してもなお生活に困窮する方（外国人のうち、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない者（永住者、定住者、日本人の配偶者等及び永住者の配偶者等の在留資格を有する者、特別永住者、入管法上の認定難民等）に限る。）

## 【事業継続に係る支援】

**新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金**

○地方自治体が実施する感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援

**国税・地方税徴収の猶予制度**

○1年間、徴収・納付猶予（分割納付）できる制度（状況に応じて更に猶予が延長できる場合がある。）

延滞税が軽減され、担保の提供が不要となる場合がある（国税については原則不要。地方税については都道府県、市町村の窓口にお問い合わせください。）

○対象者：新型コロナウイルス感染症等により、一時に納税することが困難な者（中長期在留者等の外国人を含む。）

## 【就労に係る支援】

**雇用調整助成金の特例措置の拡大**

○アルバイト等、雇用保険被保険者でない労働者の休業への助成金支給対象の拡大

○休業等の上限額・助成率の引上げ（上限額は最大15,000円、助成率は最大100%）

○対象：感染症の影響を受ける事業主（中長期在留者等の外国人、外国人を雇用する者を含む。）

**新型コロナウイルス感染症対応休業支援金**

○新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者と大企業に雇用されるシフト労働者等のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対して支給

○休業前賃金の原則80%（月額上限最大33万円、休業実績に応じて支給）

○対象者：新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により休業させられた中小企業の労働者と大企業に雇用されるシフト労働者等のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者（雇用保険の被保険者でない方も対象であり、中長期在留者等の外国人を含む。）

**新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金**

○小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった委託を受けて個人で仕事をする保護者に対し、仕事ができなかった日について、1日当たり6,750円（定額）支給（ただし、申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域に住所を有する方は7,500円（定額））

○対象：①の①又は②の子どもの世話をすることが必要となった、委託を受けて個人で仕事をする保護者  
次：①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等した小学校等に通う子ども②新型コロナウイルスに感染した子ども等、小学校等を休むことが適当と認められる子ども

○対象期間：仕事ができなかった日が令和3年8月1日から同年12月31日までの期間分

**雇用保険の求職者給付**

○失業された方が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職出来るよう求職活動を支援

○対象者：雇用保険の被保険者であって、受給要件を満たす者（中長期在留者等の外国人を含む。）

**実習が継続困難となった技能実習生等に対する就労の維持**

○解雇等された外国人の情報を職業紹介機関に提供することによる迅速かつ効率的なマッチング

○在留資格「特定活動（就労可）」の付与（更新可）、人手不足分野の異業種への転職や特定技能への円滑な移行支援

○対象者：感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、技能実習を修了し、帰国が困難な元技能実習生等

## 【在留関係申請に係る取扱い】

**在留資格認定証明書の有効期間等の延長****【在留資格認定証明書の有効期間の延長】**

○在留資格認定証明書の有効期間について、以下のとおり取り扱う（令和3年7月5日変更）。

・作成日が2020年1月1日から2021年7月31日まで → 2022年1月31日まで

・作成日が2021年8月1日から2022年1月31日まで → 作成日から「6か月間」有効

※なお、前回の申請内容から変更がなく、2022年7月31日以降で当庁が別途指定する日までに在留資格認定証明書交付申請をする場合は、原則として、①交付済みの在留資格認定証明書（原本又は写し）及び②受入機関等が作成した理由書を提出すれば速やかに新たな在留資格認定証明書を交付する。

**【再入国許可による出国中に再入国許可の有効期間の満了日が経過した永住者への対応】**

○入国制限措置が解除された日の6か月後以降、出入国在留管理庁が別途指定する日までに査証申請した者は、再度日本に入国する際、入国時に「永住者」の在留資格を付与

**帰国困難者等への対応**

○感染症の影響による帰国困難者等につき、在留・就労等の継続を可能とする許可（短期滞在者等への資格外活動許可を含む。）

## 新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策②（受入れ機関への支援）

## 出入国在留管理庁作成資料

## 【雇用維持・事業継続に係る支援】

## 雇用調整助成金の特例措置の拡大

- アルバイト等、雇用保険被保険者でない労働者の休業への助成金支給対象の拡大
- 休業等の上限額・助成率の引上げ（上限額は最大15,000円、助成率は最大100%）
- 対象：感染症の影響を受ける事業主（中長期在留者等の外国人、外国人を雇用する者を含む。）

## 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

- 小学校等が臨時休業等した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者に有給休暇を取得させた事業主に対して、支払った賃金額の10/10を助成  
※助成金の日額上限は1日あたり13,500円（ただし、申請する休暇の期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域に事業所のある企業については、日額上限は1日あたり15,000円）
- 対象：次の①又は②の子供の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主  
①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等した小学校等に通う子ども  
②新型コロナウイルスに感染した子ども等、小学校等を休むことが適当と認められる子ども
- 対象期間：令和3年8月1日から同年12月31日の間に取得した有給の休暇分

## 両立支援等対応助成金（育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例））

- 小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために特別有給休暇制度及び両立支援制度を導入し、特別有給休暇を4時間以上利用した労働者が出た事業主を助成  
労働者1人当たり5万円  
1事業主につき10人まで（上限50万円）
- 対象：新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話をを行う労働者が取得できる特別有給休暇を規定し、小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組みを導入・社内周知し、労働者1人につき特別有給休暇を4時間以上取得させた事業主  
※法定の年次有給休暇とは別の休暇制度であることが必要  
※令和3年9月30日までの休暇が対象

## 両立支援等助成金（介護離職防止支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例））

- 介護のための有給の休暇制度を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた中小企業事業主に対して助成  
労働者1人当たり  
取得した休暇日数が合計5日以上10日未満 20万円  
取得した休暇日数が合計10日以上 35万円  
※1中小企業事業主当たり5人まで支給
- 対象：新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる介護のための有給の休暇制度を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を社内に周知し、労働者に当該休暇を取得させた中小企業事業主  
※所定労働日の20日以上取得できる制度であることが必要  
※法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度であることが必要

## 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得に係る助成金

- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を整備し、一定の休暇を取得させた事業主に対して助成
- 対象：事業主（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に、有給（年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6割以上）の休暇制度（年次有給休暇を除く）を整備し、社内に周知し、当該休暇を取得させた場合）  
制度導入に係る助成：新たに制度を整備・周知し、5日以上休暇取得者が出たとき 15万円（1回限り）  
制度利用に係る助成：20日以上休暇取得者が出たとき 28.5万円（5人まで）

## 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

- 地方自治体が実施する感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援

## 【資金繰りに係る支援】

## 中堅・大企業の資金繰り支援

- 指定金融機関である日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫が、日本政策金融公庫によるツーステップローン等を通じた危機対応業務を実施
- 対象：中堅企業、大企業（外国人を雇用する企業を含む。）

## 政府系金融機関による実質無利子・無担保融資

- 感染症の影響を受けて業況が悪化した中小企業・小規模事業者等に対し、日本政策金融公庫等による新型コロナウイルス特別貸付、商工組合中央金庫による危機対応融資を実施。これらを利用した事業者のうち、特に売上高が急減した事業者は、当初3年間実質無利子・無担保の対象となる。
- 対象：中小企業、小規模事業者（外国人を雇用する企業を含む。）等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

## 資本金性資金供給

- キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化した企業再建に取り組む持続可能な企業に対して、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等において、長期間元本返済がなく、民間金融機関が自己資本とみなすことのできる資本金性劣後ローンを供給
- 対象：中小企業、小規模事業者（外国人を雇用する企業を含む。）等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

## 【税制措置、支払猶予等】

## 国税・地方税徴収、厚生年金保険料等の納付の猶予制度

- 1年間、徴収・納付猶予（分割納付）できる制度（状況に応じて更に猶予が延長できる場合がある。）  
延滞税（金）が軽減され、担保の提供が不要となる場合がある（国税、厚生年金保険料等については原則不要。地方税については都道府県、市町村の窓口にお問い合わせください。）
- 対象者：新型コロナウイルス感染症等により、一時に納税、納付することが困難な者（外国人を雇用する企業を含む。）

## 厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定

- 新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、休業により報酬が著しく下がった方について、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、特例により翌月から改定可能とすること及び既に特例改定を受けた方のうち、一定の要件に該当する場合は令和3年9月から適用された定時決定を特例により変更可能とする措置
- 対象者：次の①～③のいずれかに該当する方が対象（被保険者資格を有する外国人を含む。）  
①令和3年4月から7月までの間に休業により報酬が著しく低下した方の特例  
（届出期間は令和3年9月末をもって終了）  
（※次の全てに該当する方が対象）  
・新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む。）があったことにより、令和3年4月から7月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方  
・著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）に該当する標準報酬月額が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方  
・本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している方  
②令和3年8月から12月までの間に休業により報酬が著しく低下した方の特例  
（※次の全てに該当する方が対象）  
・新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む。）があったことにより、令和3年8月から令和3年12月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方  
・著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）に該当する標準報酬月額が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方  
・本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している方  
③令和2年6月から令和3年5月までに休業により著しく報酬が低下し特例改定を受けている方の特例  
（※次の全てに該当する方が対象）  
・新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む。）があったことにより、令和2年6月から令和3年5月までに報酬が著しく低下し、特例改定を受けた方  
（令和2年度において、定時決定における保険者算定の特例を受けた方を含む・休業が回復した者を除く。）  
・令和3年8月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、9月の定時決定で決定された標準報酬月額に比べて2等級以上低い方  
・本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している方

## 電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払猶予等の要請

- 感染症の影響により、電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払いに困難な事情がある契約者につき、その置かれた状況に配慮し、料金の支払いの猶予等について、柔軟な対応を行うことを事業者へ要請
- NHK受信料について、相談窓口を設置するとともに、負担軽減措置を実施
- 対象者：電気・ガス・電話・水道・NHK受信契約の契約者（外国人を雇用する企業を含む。）

# 地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置

○「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(令和3年6月15日関係閣僚会議決定)等も踏まえながら、地方公共団体に  
 においても多文化共生の推進に係る取組を行う必要があることから、次に掲げる地方財政措置を講じることとしている。

## <地方単独事業分>

措置項目	地財措置
<b>①行政情報・生活情報の多言語化の推進に要する経費</b> 対象経費：相談窓口での通訳業務の委託費・翻訳機器（タブレット端末等）の配備費、行政・生活情報の翻訳経費 等	(市町村分) <b>特別交付税措置</b>
<b>②先進的な地方自治体の取組事例の横展開に要する経費</b> 対象経費：多文化共生アドバイザーの活動経費（旅費等）、多文化共生地域会議への出席旅費 等	
<b>③地域に出向いて行う生活オリエンテーション等の実施に要する経費</b> 対象経費：相談員や通訳の派遣経費、在住外国人向け出前講座の開催経費 等	
<b>④災害時における外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費</b> 対象経費：災害・防災情報の翻訳経費、外国人向け防災訓練や災害時に外国人対応を行う人材の養成のための経費、 災害多言語支援センター等の設置・運営経費 等	(都道府県分・市町村分) <b>特別交付税措置</b>
<b>⑤定住外国人子弟等*に対する就学支援策に要する経費</b> 対象経費（拡充分）：就学状況、通学等の状況の調査経費、不就学児童の把握のために行う訪問や電話等による調査経費、 就学ガイダンスの実施経費、就学パンフレットの作成・配布経費 等 ※新たに、日本語教育が必要な日本国籍の者も対象に含むこととした	

## <国庫補助事業分>

措置項目	地財措置
<b>⑥一元的相談窓口の運営に係る地方負担</b> ○外国人受入環境整備交付金（法務省所管）を活用して運営する一元的相談窓口に係る地方負担 【参考】補助率：整備費 10/10、運営費 1/2 （R3当初予算：11億円）	(都道府県分) <b>普通交付税措置</b>
	(市町村分) <b>特別交付税措置</b>
<b>⑦外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業に係る地方負担</b> ○文化芸術振興費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）（文化庁所管）に係る事業の地方負担 【参考】補助率：1/2 （R3当初予算：5億円）	(市町村分) <b>特別交付税措置</b>

■ 上記のほか、普通交付税の包括算定経費(国際化推進対策費)において、在住外国人支援等に要する経費※を措置(県分・市町村分)  
 ※ 外国人向け情報誌・パンフレット等作成、外国語表記案内板・標識等設置、在住外国人向け日本語講座、外国人相談活動、外国人による国際理解講座 等  
 (R3措置額 標準団体当たり 県分:18百万円、市町村分:5百万円)

## ALT(外国語指導助手)について

- ・小学校・中学校・高等学校の**外国語活動や外国語科の授業**等で活躍(令和元年度:1,005自治体等が任用、30か国、5,234人)
- ・新学習指導要領の実施(小学校は令和2年度より、中学校は令和3年度より全面实施。高等学校は令和4年度より年次進行で実施。)を踏まえ、一層の活用

## CIR(国際交流員)について

- ・高い日本語能力(N2以上)を有する人材を選考し、これまで国際交流関係事務、地域住民の異文化理解のための交流活動等の業務に従事
- ・近年では、**多文化共生や外国人住民への支援、海外販路開拓等**の業務分野においても従事するケースも出てきており、一層の活用(令和元年度:275自治体等が任用、42か国、514人)



外国人観光客に清酒を勧める  
イギリス人CIR(兵庫県伊丹市)



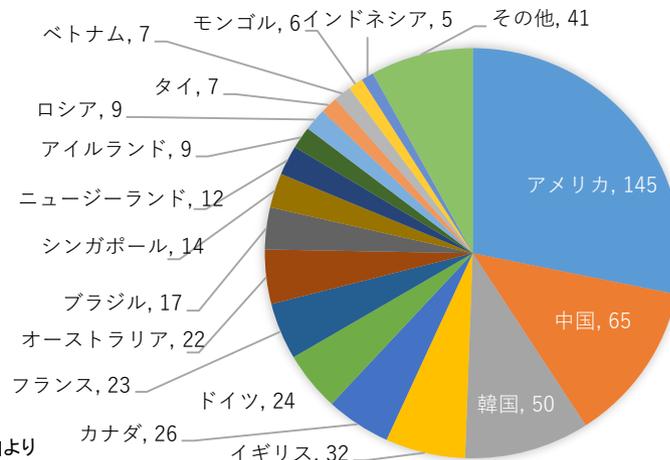
海外の旅行会社との商談会に臨む  
カナダ人CIR(兵庫県豊岡市)



小学校での母語教室で子どもたちと触れ合う  
ブラジル人CIR(滋賀県彦根市)

※各事例は「国際交流院(CIR)活用事例集2018」より

〈JET-CIRの国別参加状況 (R元)〉



## SEA(スポーツ国際交流員)について

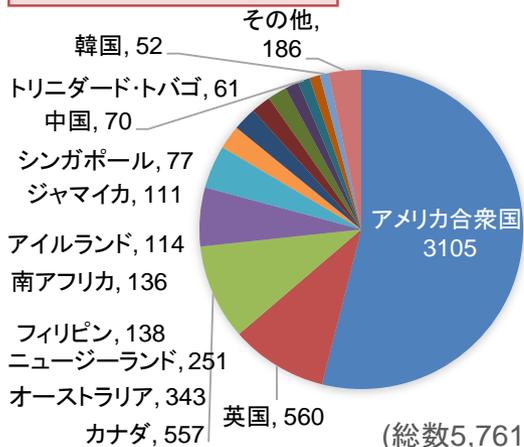
- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたスポーツを通じた国際交流が注目されていることから一層の活用(令和元年度:11自治体が任用、9か国、13人)

# JETプログラム ( "The Japan Exchange and Teaching Programme" )

JETプログラム:外国青年を日本に招致、地方自治体等が小中高校での外国語教育・自治体での国際業務に活用するプログラム  
 ⇒令和4年で**設立36年**:累計で世界75か国から約7万人の外国青年を招致する**世界最大規模の人的交流プログラム**  
 ⇒**小学校での英語教育早期化やインバウンド対策や海外販路開拓、多文化共生等の業務などに有為な人材を供給**

## (1) 令和元年度の状況

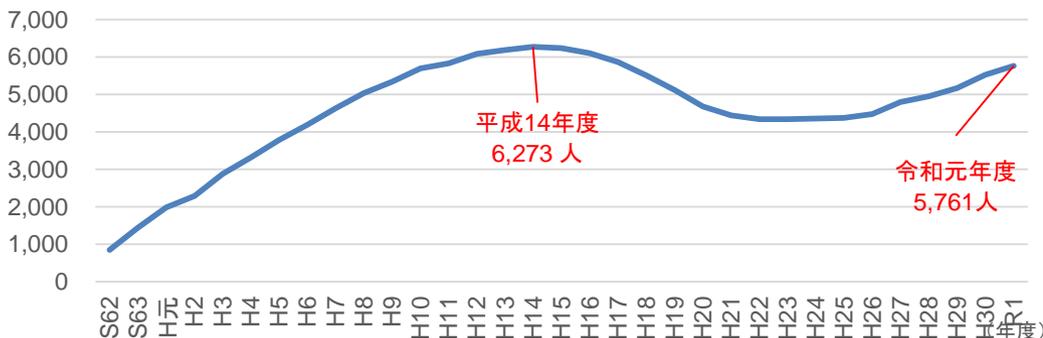
### ◆ 招致国別の内訳



### ◆ 職種別内訳

- **ALT** (Assistant Language Teacher: 外国語指導助手) : **5,234人**  
 ⇒ 教育委員会や学校で、外国語教員等の助手として職務に従事
- **CIR** (Coordinator for International Relations: 国際交流員) : **514人**  
 ⇒ 地方公共団体の国際交流担当部局等で国際交流活動に従事
- **SEA** (Sports Exchange Advisor: スポーツ国際交流員) : **13人**  
 ⇒ スポーツを通じた国際交流活動に従事

### ◆ 招致人数の推移



※令和元年度招致人数は、「令和元年度語学指導等を行う外国青年招致事業」の参加者数(R1.7.1時点)  
 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、当初、令和2年度に来日予定であった者の一部の来日が令和3年度以降に先延ばしになる等のため、令和元年度の数値を使用。

## (2) 地方財政措置

### ◆ 都道府県

(金額は令和3年度)

- 地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費(報酬・旅費など)について、普通交付税措置  
 (標準団体(人口170万人)の場合、約2億5千万円(JETプログラムコーディネーター※に係る経費の地方交付税措置含む。))
- 私立学校におけるJET参加者の雇用に係る都道府県の助成経費について、特別交付税措置  
 (算定:地方単独事業で一人上限602万円×0.5)

### ◆ 市町村

- 地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費(報酬・旅費など)について、当該団体のJET参加者数に応じた額を普通交付税措置  
 (標準団体(人口10万人)の場合、120万円+JET参加者数×482万円)
- JETプログラムコーディネーター※に係る経費について、特別交付税措置  
 (算定:地方単独事業で直接要する経費×財政力補正係数×0.5)

※プログラムコーディネーターとは、JET参加者の地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援する人材をいう。(H28~特別交付税措置(市町村分))

### <業務内容例>

- JET参加者が日常生活を送る上で必要な情報の提供や相談
- 緊急事態(病気、事故等)への対応支援
- JET-ALTと教育委員会担当者や学校との連絡調整の支援

# 地域コミュニティを支える地域運営組織への支援

---

孤独・孤立対策に資する取組として、見守り・交流の場や居場所づくりなど、人と人の「つながり」を実感できる地域づくりをより一層推進するため、調査研究事業を拡充・強化するとともに、地域運営組織による地域の実情に応じたきめ細やかな取組を市町村が支援できるように、地方財政措置を拡充する。

## 【地域運営組織】

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

※概ね小学校区を単位に全国に5,783組織が形成（令和2年度調査より）

## 【地域運営組織に関する地方財政措置】

### <令和4年度> ※下線箇所を追加

#### 1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】

##### (1) 地域運営組織の運営支援

- ①運営支援のための経費（事務局人件費 等） <普通交付税>
- ②形成支援のための経費（ワークショップ開催の経費 等） <特別交付税>

##### (2) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援 <普通交付税>

措置対象：高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場 等

※ (1)①及び(2)において、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる。

#### 2. 地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】 <特別交付税>

## 【取組事例】

### 特定非営利活動法人きらりよじまネットワーク（山形県川西町）

○高齢者のふれあいサロンや児童クラブ事業など住民の生活支援活動を実施している。

○住民ワークショップを実施し、女性・若者など地域の様々な意見を集約し、事業計画の企画・立案につなげる。



※住民ワークショップの様子

## 【地域運営組織の多機能化・総合化の推進】

令和4年度は、地域運営組織がNPO等の他の様々な組織との一体化や連携により多機能化を進め、地域における共助を総合的に実施するモデルを創出するための調査研究を実施する。

※R4予算案：0.2億円（R3予算額：0.1億円）

# 地域運営組織の活動実態とKPI

活動実態 (令和2年度 総務省調査 (全市区町村 (1,741団体) 対象 うち1,729市区町村が回答)

- 組織数 : 令和2年度の組織数は全国で5,783組織あり、令和元年度 (5,236組織) から547組織増加 (10.4%増) し、平成28年度に比べて約2倍に増加  
また、地域運営組織が形成されている市区町村は802市区町村あり、令和元年度 (742市区町村) から60市区町村増加 (8.1%増)

■:地域運営組織の形成数の推移

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
組織数	3,071	4,177	4,787	5,236	5,783

- 組織形態 : 法人格を持たない任意団体が約92%、NPO法人が約5%、認可地縁団体が約2%
- 活動拠点 : 活動拠点を有している組織が約90%、このうち約75%が公共施設を使用
- 活動内容 : 高齢者交流サービス (51.9%)、声かけ・見守りサービス (41.2%)、体験交流事業 (34.1%)、公的施設の維持管理 (26.6%) など多様  
(複数回答)
- 収入 : 生活支援などの自主事業の実施等による収入 (※) の確保に取り組む地域運営組織の割合:47.0%  
※会費、補助金、寄付金等以外の収入
- 課題 : 人材 (担い手、リーダー、事務局) の不足、活動資金の不足、当事者意識や活動への理解不足など
- コロナ拡大による影響 : 活動自粛等による組織内のコミュニケーション・連携不足 (55.7%)、感染症対策に係る支出の増加 (51.8%)、外部との学び合い不足 (34.3%) など  
(複数回答)

## 『第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」』 (令和元年12月20日閣議決定) 重要業績評価指標 (KPI)

- 住民の活動組織 (地域運営組織) の形成数 : 7,000団体 (2024年度)
- 生活支援などの自主事業の実施等による収入の確保に取り組む地域運営組織の割合 : 60% (2024年度)

# 新法に基づく過疎対策の推進

---

# 過疎対策について

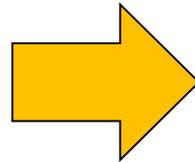
## I 過疎対策の経緯

- 昭和45年以来、五次にわたり議員立法として過疎法が制定(全て全会一致により成立)。
- 直近では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年3月に成立し、4月1日に施行。

## II 過疎地域の要件

市町村毎に、「人口減少要件」及び「財政力要件」により判定。

※人口減少団体の平均人口減少率より人口が減少しており、財政力の弱い市町村を指定



## III 過疎地域の現況等

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(令和3.4.1)	820	1,718	47.7%
人口(平成27国調:万人)	1,131	12,709	8.9%
面積(平成27国調: km <sup>2</sup> )	226,560	377,971	59.9%

※令和2国勢調査の確報値が令和3年11月に公表された。数値の精査を行った上で令和4年4月に過疎地域の追加公示を行う予定。

## IV 各種施策

### (1) 過疎法に基づく施策

- ①過疎対策事業債による支援 (令和4年度計画額5,200億円(充当率100%、元利償還の70%を交付税措置))
- ②国庫補助金の補助率かさ上げ(統合に伴う公立小中学校校舎の整備等)
- ③税制特例措置・地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置 等

### (2) その他

- 過疎地域持続的発展支援交付金(令和4年度予算額:8.0億円)

# 過疎対策事業債の概要

- 過疎対策事業債は、過疎市町村が市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債
- 充当率は100%であり、その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入
- 令和4年度地方債計画額は5,200億円（対前年度200億円、4.0%増）
- 対象事業は次のとおり  
(ハード分)

産業振興施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資</li> <li>○産業の振興を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道</li> <li>○漁港、港湾施設</li> <li>○地場産業の振興に資する施設</li> <li>○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場、事務所</li> <li>○観光、レクリエーションに関する施設</li> <li>○産業の振興を図るために必要な市町村が管理する都道府県道</li> <li>○林業用作業路</li> <li>○農林漁業の経営の近代化のための施設</li> <li>○商店街振興のために必要な共同利用施設</li> </ul>	厚生施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○下水処理のための施設</li> <li>○一般廃棄物処理のための施設</li> <li>○火葬場</li> <li>○消防施設</li> <li>○保育所及び児童館</li> <li>○認定こども園</li> <li>○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設</li> <li>○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設</li> <li>○診療施設</li> <li>○簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設(平成19年度以降の簡易水道事業統合により、簡易水道施設でなくなったもの)</li> <li>○市町村保健センター、母子健康包括支援センター</li> </ul>
交通通信施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通の確保を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道</li> <li>○電気通信に関する施設</li> <li>○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両</li> <li>○交通の確保を図るために必要な市町村が管理する都道府県道</li> <li>○住民の交通の便に供するための自動車、渡船施設</li> <li>○除雪機械</li> </ul>	教育文化施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公民館その他の集会施設</li> <li>○公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校</li> <li>○市町村立の専修学校、各種学校</li> <li>○図書館</li> <li>○地域文化の振興等を図るための施設</li> <li>○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食施設・設備</li> <li>○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教職員住宅</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○集落再編整備</li> <li>○再生可能エネルギーを利用するための施設</li> </ul>		

## (ソフト分)

住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立てを含む)

# 過疎地域における事業用設備等の割増償却

過疎地域における雇用機会の拡充を図るため、過疎地域内で個人又は法人が製造業等の設備等を取得等して事業の用に供した場合に割増償却が可能。

## 1. 内 容:

○ 個人又は法人が、過疎市町村が定める過疎地域持続的発展市町村計画において、産業振興促進区域として定められている区域内で生産等設備を取得等して一定の事業の用に供した場合、租税特別措置法の定めにより、建物、機械等の資産について、通常の償却額に加え、普通償却限度額の一定割合を割増償却額として計上し、必要経費に含めることにより、課税の繰り延べ効果が発生する。

○税 目：所得税、法人税

○対象業種、取得価額等：

事業者の規模 (資本金)		5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象		機械・装置、建物・附属設備、 構築物の新增設、製作、改修等に係る取得	機械・装置、建物・附属設備、 構築物の新增設に係る取得	
取得 価 額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		
償却限度額		機械・装置：普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%		
適用期間		5年間		

### 機械・装置

<具体例>

- ・食品、金属製品、電気機器、  
その他の製造設備
- ・太陽光発電設備 等

### 建物・附属設備

<具体例>

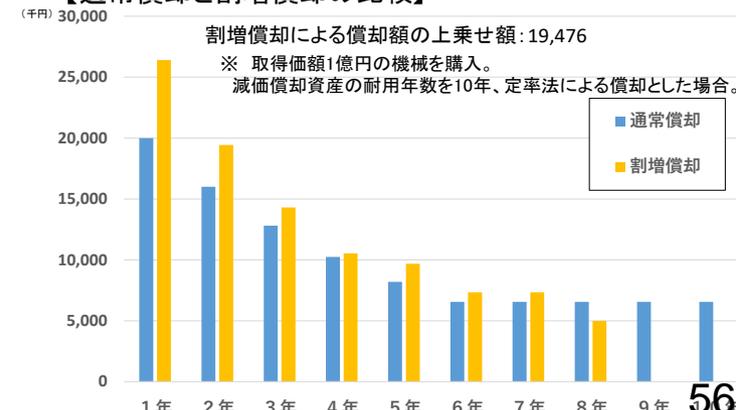
- ・店舗、工場
- ・照明、水道、ガス、空調設備
- ・エレベーター 等

### 構築物

<具体例>

- ・塀、防壁
- ・貯水用タンク
- ・アスファルト敷の舗装路 等

## 【通常償却と割増償却の比較】



2. 適用期限： 令和6年3月31日まで

3. 適用要件： 過疎地域持続的発展市町村計画に「産業振興促進事項」を記載  
(記載事項: 区域、対象業種 等)

# 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく地方税の減収補填措置

都道府県又は市町村が、過疎地域のうち市町村が定める過疎地域持続的発展市町村計画において、産業振興促進区域として定められている区域内において一定の事業用資産を取得した製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等並びに個人が行う畜産業及び水産業について、条例に基づいて課税免除又は不均一課税を行った場合、地方税の減収の75%を普通交付税で補填。

※適用要件： 過疎地域持続的発展市町村計画に「産業振興促進事項」を記載  
 (記載事項: 区域、対象業種、当該区域における産業の現状及び課題、課題への対策及びそのために講じようとする事業 等)

## 製造業・旅館業・農林水産物等販売業・情報サービス業等

過疎地域において、事業者の規模(資本金)ごとに定めている減価償却資産の取得価額の合計を超える設備を取得等した場合

事業者の規模 (資本金)	5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象	機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設、製作、改修等に係る取得	機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得	
取得 価 額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上 2,000万円以上
	農林水産物等 販売業・ 情報サービス業等	500万円以上	

条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	収入金額のうち当該設備に係るもの
不動産取得税	当該設備に係る家屋及び土地
固定資産税	当該設備に係る家屋、機械及び装置、土地

地方公共団体の減収分の75%を普通交付税で補填  
 (最初に課税免除等を行った年度から3年間(※1))

※1: 不動産取得税は当該年度分。

## 畜産業・水産業(※2)

※2: 過疎地域内で個人が行う畜産業及び水産業に限る。

個人又は同居の親族で事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の1/3超~1/2以下の場合

条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	各年の所得金額
-----	---------

地方公共団体の減収分の75%を普通交付税で補填  
 (最初に課税免除等を行った年度から5年間)

# 過疎地域持続的発展支援交付金

R4予算額(案): 8.0億円  
(R3予算額: 7.8億円)  
(R2予算額: 6.9億円)

## ○ 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

### ① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

(まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

- 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。(定額補助)

※ 交付対象経費の限度額 1,500万円

(下記事業については、限度額を上乗せ)

- ① 専門人材を活用する事業(+500万円)
- ② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- ③ 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)

- 令和4年度予算額(案) 4.0億円(令和3年度予算額4.0億円)

### ② 過疎地域持続的発展支援事業

- 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援。(市町村:定額補助 都道府県:6/10、1/2補助)

※ 過疎地域等自立活性化推進事業を発展的に改組し、事業主体に都道府県を追加

※ 交付対象経費の限度額 2,000万円

- 令和4年度予算額(案) 2.5億円(令和3年度予算額2.3億円)

### ③ 過疎地域集落再編整備事業

- 過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う次の事業に対して補助(1/2補助)

- ・定住促進団地整備事業
- ・定住促進空き家活用事業
- ・集落等移転事業
- ・季節居住団地整備事業

- 令和4年度予算額(案) 0.9億円(令和3年度予算額0.9億円)

### ④ 過疎地域遊休施設再整備事業

- 過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助(1/3補助)

〈例〉

- ・テレワーク施設やサテライトオフィス等働く場の整備事業
- ・地域運営組織等のコミュニティ拠点施設
- ・食肉、農産物等の加工施設

- 令和4年度予算額(案) 0.6億円(令和3年度予算額0.6億円)

# 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

R4予算額(案):4億円  
(R3, R2予算額:4億円)

○ 「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)。

## 施策の概要

- (1)対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
- (2)事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域運営組織等)
- (3)対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
- (4)交付対象経費の限度額 1,500万円(定額補助)

※下記事業については、限度額を上乗せ

- ①専門人材を活用する事業(+500万円)
- ②ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)

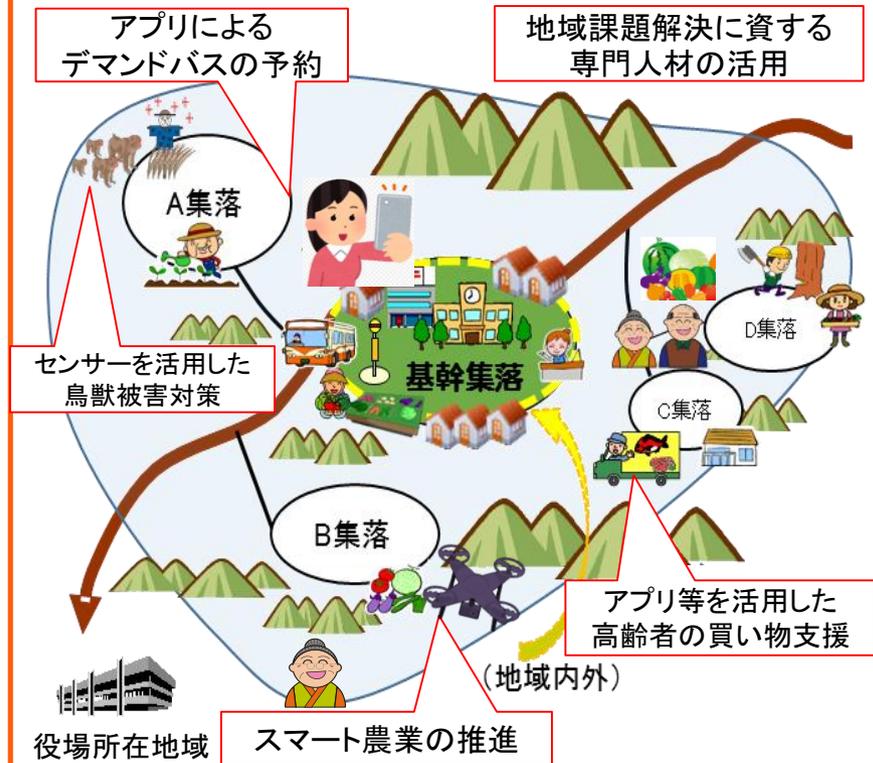
### ① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー、事業者 等

### ② ICT等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備 等

## 集落ネットワーク圏における取組のイメージ



※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

# 特定地域づくり事業協同組合制度の推進

---

# 特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R4予算額(案) 5.0億円  
(内閣府予算計上)

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

## 人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
  - ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

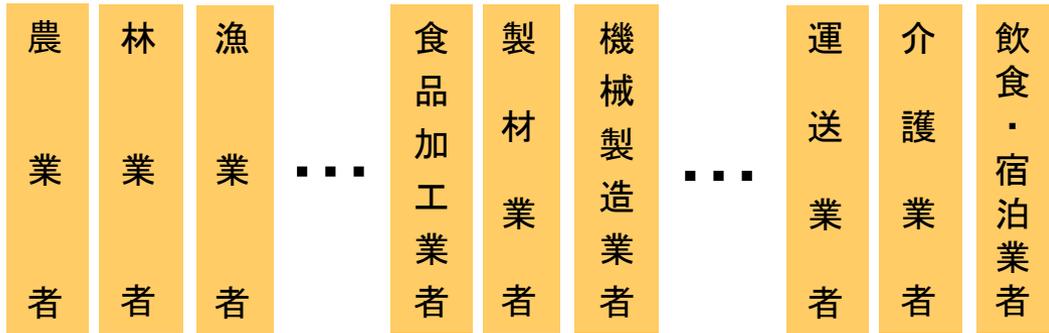
## 特定地域づくり事業協同組合制度

- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
  - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣  
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒地域の担い手を確保

## 人口急減法の概要

- 対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断  
※過疎地域に限られない
- 認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

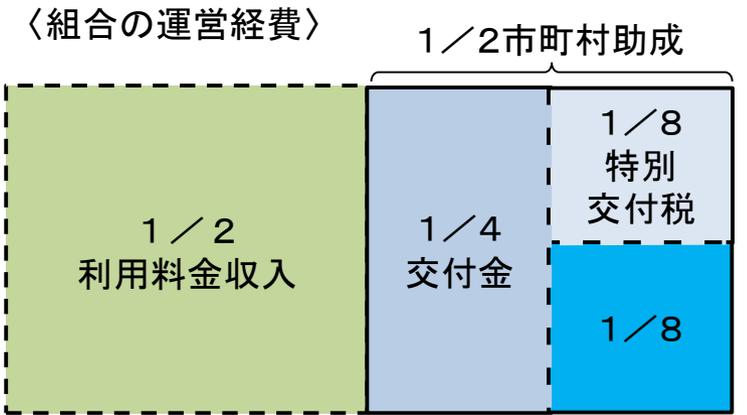
### 特定地域づくり事業協同組合員



人材 派遣      利用 ↓ 料金

特定地域づくり事業協同組合  
地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

### 市 町 村



※このほか、設立支援に対する特別交付税措置あり

財政  
支援

認定

都道府県

情報提供  
助言、援助

## その他の施策について

---

# 棚田地域振興法の概要

- 令和元年6月、議員立法により「棚田地域振興法」が成立（令和元年8月16日施行）。法律に基づく「棚田地域の振興に関する基本的な方針」が同年8月22日に閣議決定。
- 多様な主体が参画する地域協議会による棚田を核とした地域振興の取組を関係府省庁横断で総合的に支援する枠組みが構築。

## 棚田地域振興法の概要

### 1. 目的(1条)

棚田地域における人口減少、  
高齢化の進展等



棚田が荒廃の危機に  
直面

棚田地域の振興について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の棚田地域の振興に関し必要な事項を定めることにより、**貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。**

- 棚田地域…自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる棚田を含む一定の地域であって政令で定める要件に該当するもの(2条)

※政令要件：昭和25年2月時点の市町村の区域で、その区域内に勾配1/20以上の一団の棚田が1ha以上あること

### 2. 基本理念(3条)

- ① 棚田地域の振興は、棚田地域の有する多面にわたる機能(農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等)が維持されるよう、棚田等の保全を図るとともに、棚田地域における定住等及び国内外の地域との交流を促進することを旨として、行われなければならない。
- ② 棚田地域の振興に関する施策は、農業者、地域住民等による自主的努力の助長及び多様な主体の連携・協力の促進を旨として、講ぜられなければならない。

### 3. 国等の責務(4条)

- 国…棚田地域の振興に関する施策を総合的に策定・実施
- 地方公共団体…国との連携を図りつつ、自主的・主体的に、地域の特性に応じた施策を策定・実施

### 4. 基本方針等(5条・6条)

- 政府…棚田地域の振興に関する基本方針を策定(内閣総理大臣が案を作成し、閣議決定)(5条)
- 都道府県…基本方針を勘案して、都道府県棚田地域振興計画を策定(6条)

### 5. 具体的施策(7条～18条)

#### (1) 指定棚田地域の指定、指定棚田地域振興活動計画の認定等

- ① 主務大臣は、都道府県の申請に基づき、指定棚田地域を指定(7条)
  - 主務大臣…総務大臣・文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣・環境大臣(18条)
- ② 市町村は、指定棚田地域振興活動の参加者からなる指定棚田地域振興協議会を組織(8条)
- ③ 国による協議会の構成員に対する情報提供、助言等の援助(9条)
- ④ 協議会が作成した指定棚田地域振興活動計画について、主務大臣が認定(10条)
- ⑤ 計画の実施状況について、主務大臣が認定市町村から報告徴収(11条)

棚田地域振興  
コンサルジュ

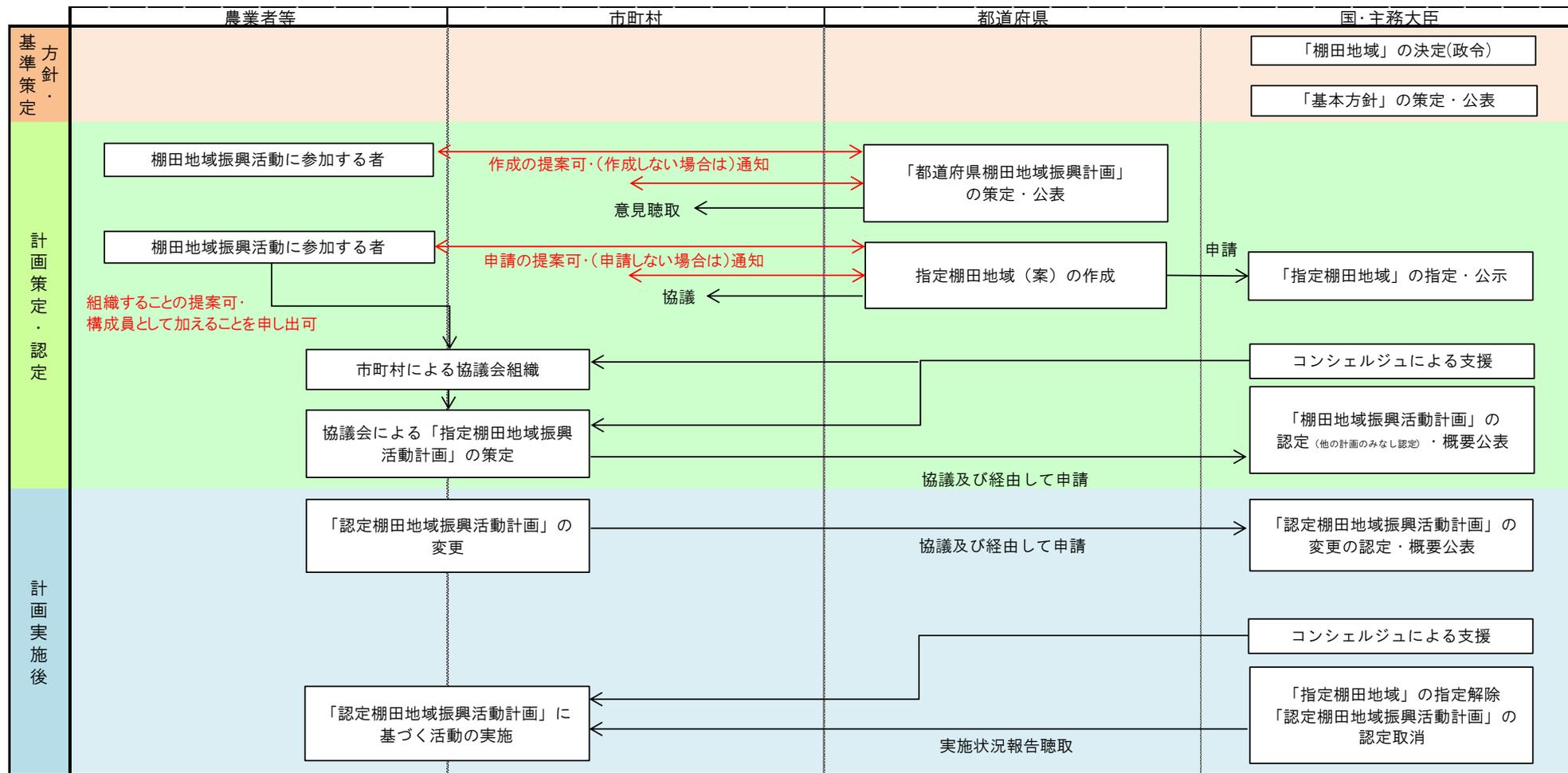
#### (2) 支援等の措置

- ① 特定の事項が記載された指定棚田地域振興活動計画の認定申請は、農山漁村活性化法の規定による活性化計画の提出とみなす。(12条)
- ② 特定の事項が記載された指定棚田地域振興活動計画の認定は、エコツーリズム推進法の規定によるエコツーリズム推進全体構想の認定とみなす。(13条)
- ③ 国は、必要な財政上又は税制上その他の措置を講じ(14条)、毎年度、当該年度に実施する指定棚田地域の振興に資する事業を取りまとめて公表(15条)
- ④ 国・地方公共団体による棚田地域振興活動を担うべき人材の育成・確保のために必要な措置(16条)
- ⑤ 政府に棚田地域振興連絡会議(関係行政機関の職員で構成)を設け、棚田地域の振興に関する施策の総合的・効果的な推進を図るための連絡調整を実施(17条)

みなし認定等

施行期日：公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日  
失効日：令和7年3月31日

# 棚田地域振興法のスキーム図



都道府県や市町村が積極的に動いてくれない場合はどうしたらよいのでしょうか。

法律上、棚田地域振興活動に参加する者は以下について提案することができます。

- ① 都道府県に対して、都道府県棚田地域振興計画の作成
  - ② 都道府県に対して、指定棚田地域の指定申請
  - ③ 市町村に対して、協議会を組織すること
- ①及び②の提案を受けた都道府県は、提案者に対してどのように対応するか通知する必要があります。



# 再犯防止対策の推進

- 地方公共団体は、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」に基づき、再犯防止等に関し、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有し、「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めるなどとされている。
- 国においては、同法に基づき、「再犯防止推進計画」が平成29年12月15日に閣議決定されている。

## 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）の概要

### <目的>（第1条関係）

- ・ 再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与する

### <基本理念>（第3条関係）

- ・ 犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- ・ 犯罪をした者等が、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- ・ 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- ・ 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

### <地方公共団体の責務>（第4条関係）

- ・ **地方公共団体は、基本理念にのっとり、その地域の状況に応じた施策を策定・実施**

### <連携、情報の提供等>（第5条関係）

- ・ 国及び地方公共団体の相互の連携
- ・ 国及び地方公共団体と民間団体等との緊密な連携協力の確保 等

### <地方再犯防止推進計画>（第8条関係）

- ・ **都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努める**

### <基本的施策>（第24条関係）

- ・ 国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じ、基本的施策を講ずるよう努める

## 再犯防止推進法制定前から協力依頼している事項

- 令和3年7月15日付けで、各都道府県知事、各市区町村長に対して、総務省地域力創造審議官、法務省保護局長の連名通知により、自治体職員から保護司適任者の推薦、更生保護サポートセンターの設置場所の確保、保護司確保に協力した事業主に対する優遇措置（入札参加資格等における優遇）等について協力依頼

➡ **引き続き、積極的な取り組みをお願いします！**

## 地方再犯防止推進計画の策定等について

- 再犯防止推進法に基づき、「再犯防止推進計画」を、平成29年12月15日に閣議決定

### <ポイント：地方公共団体との連携の強化>

- ・ 再犯防止を担当する部署の明確化
- ・ 再犯防止のための地域ネットワークにおける地方公共団体の取組を支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

➡ **地方再犯防止推進計画を策定するなど、地方公共団体の取り組みが期待されていますので、ご協力をお願いします！**

※未策定の千葉県も、策定中。  
奈良県は条例策定済。

### <参考>

- ・ 45の都道府県（※）、175の市区町村が計画を策定（R3.10）
- ・ 現在、多くの地方公共団体が策定に向けて検討
- ・ 地方公共団体の取組を支援するモデル事業の実施 等

# 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進

- 都道府県は、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)」に基づき、当該団体の区域の実情に応じた施策を策定・実施する責務を有し、「都道府県計画」を策定するよう努めるなどとされている。
- 国においては、同法に基づき、「基本計画」が平成29年6月9日に閣議決定されている。

## 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律 (平成28年12月16日法律第111号)の概要

### <目的> (第1条関係)

- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資する

### <基本理念> (第3条関係)

- ・ 建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
- ・ 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること

### <都道府県の責務> (第5条関係)

- ・ **都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該団体の区域の実情に応じた施策を策定、実施**

### <都道府県計画> (第9条関係)

- ・ **都道府県は、基本計画を勸案して、都道府県計画を策定するよう努める**

### <基本的施策> (第10条から第14条まで関係)

- ・ 建設工事の請負契約における経費(労災保険料を含む)の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進
- ・ 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る取組の促進等

## 都道府県計画の策定等について

- 同法に基づく「基本計画」について、平成29年6月9日に閣議決定
- 同日付けで、各都道府県知事に対し、総務省地域力創造審議官、厚生労働省労働基準局長、国土交通省土地・建設産業局長名の連名で文書を発出し、都道府県計画の策定等、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進について積極的な取組を依頼
- 都道府県計画の策定を促進し、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、全国8ブロックで「地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進会議」及び「地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進行政担当者会議」を設置
  - ・ 政府から都道府県に対し基本計画に関する情報提供・助言
  - ・ 国の取組や先行する都道府県の事例の共有
  - ・ 新たに出てきた課題等の共有 等
- 都道府県計画の策定の留意事項
  - ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題
  - ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針
  - ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、都道府県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 都道府県計画の策定等、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進について、積極的な取組を要請
  - ・ 平成30年10月22日付、令和元年8月1日付、令和2年9月14日付、令和3年10月28日付事務連絡

**都道府県計画を策定するなど、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進について積極的な取組をお願いします！**

# アスベスト対策の推進

- 石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)により、事業者は、その労働者を就業させる建築物等に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにはく露するおそれがあるときは、当該吹き付けられた石綿等又は保温材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないこととされている。
- 平成28年5月に、石綿障害予防規則の遵守の徹底等、及びアスベスト含有保温材等の使用状況の調査の実施を要請。
- フォローアップ調査結果(平成29年12月公表)によれば、吹き付け石綿等を使用した施設で、ばく露のおそれがあるが対策の実施が未了の施設があるほか、石綿含有保温材等の調査未実施施設が相当数あったため、平成29年12月28日付けで各都道府県総務担当部長、各指定都市総務担当局長に対し、総務省地域力創造グループ地域政策課長より文書を発出し、改めて石綿障害予防規則の遵守の徹底等を要請。
- 併せて、平成30年1月16日付けで各都道府県総務部(局)長、各都道府県人事委員会事務局長、各指定都市総務局長、各指定都市人事委員会事務局長に対し、総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長より文書を発出し、改めて石綿障害予防規則の遵守の徹底等を要請。
- 平成30年度から令和3年度にかけて実施したフォローアップ調査(毎年4月実施)の結果によれば、依然として、吹き付け石綿等を使用した施設で、ばく露のおそれがあるが対策の実施が未了の施設及び石綿含有保温材等の調査未実施施設があったため、各都道府県総務部(局)長、各指定都市総務局長に対し、総務省自治行政局地域政策課長、同局公務員部安全厚生推進室長より文書を発出し、改めて石綿障害予防規則の遵守の徹底等を要請。(平成30年11月2日付け、令和2年1月20日付け、令和3年1月27日付け、令和4年1月7日付け通知)

## <令和3年度フォローアップ調査の結果>

### 吹き付けアスベスト、アスベスト含有吹き付けロックウール(レベル1)

都道府県名	対策の実施が未了の施設数				都道府県名	調査未実施の施設数			
	全体	うち都道府県	うち指定都市	うち市町村		全体	うち都道府県	うち指定都市	うち市町村
香川県	11	0	—	11	福岡県	505	0	0	505
千葉県	8	1	0	7	神奈川県	466	430	0	36
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

### アスベスト含有保温材、耐火被覆材等(レベル2)

都道府県名	対策の実施が未了の施設数				都道府県名	調査未実施の施設数			
	全体	うち都道府県	うち指定都市	うち市町村		全体	うち都道府県	うち指定都市	うち市町村
北海道	17	0	0	17	広島県	3,024	501	575	1,948
山形県	17	17	—	0	愛媛県	2,281	430	—	1,851
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

**除去、封じ込め、囲い込み等の必要な措置を講ずるなど、  
改めて、石綿障害予防規則の遵守の徹底等をお願いします！**  
※令和4年4月を目処に、次回のフォローアップ調査を実施予定



## 地域力創造グループ施策担当者一覧（令和4年1月時点）

施策名	担当課室	担当者	電話番号
ローカル10,000プロジェクト	地域政策課	上野、落、宮崎	03-5253-5523
分散型エネルギーインフラプロジェクト	地域政策課	酒川、土本	03-5253-5523
地域おこし協力隊	地域自立応援課	井上、山田、池崎、岡田	03-5253-5391
関係人口の創出・拡大	地域自立応援課	中村、島内、池崎	03-5253-5394
移住・交流の推進	地域自立応援課	小沼、緑川、川上	03-5253-5392
子供の農山漁村体験（子ども農山漁村交流プロジェクト）	人材力活性化・ 連携交流室	井上、岡田	03-5253-5394
ふるさとワーキングホリデー	地域政策課	近藤、村上	03-5253-5523
サテライトオフィス・マッチング支援事業	地域自立応援課	小沼、川上	03-5253-5392
地域活性化起業人（企業人材派遣制度）	地域自立応援課	中村、島内	03-5253-5394
外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度	人材力活性化・ 連携交流室	小沼、池田	03-5253-5392
地域プロジェクトマネージャー	地域自立応援課	山田、島内、池崎	03-5253-5394

## 地域力創造グループ施策担当者一覧（令和4年1月時点）

施策名	担当課室	担当者	電話番号
定住自立圏構想の推進	地域自立応援課	中村、島内	03-5253-5391
地域における多文化共生の推進	国際室	大橋、沼田	03-5253-5527
JETプログラム	国際室	武藤、内山	03-5253-5527
地域運営組織	地域振興室	寺坂	03-5253-5533
過疎対策の推進	過疎対策室	仁木	03-5253-5536
特定地域づくり事業共同組合制度	地域振興室	今岡	03-5253-5534